

令02原機(峠)038
令和2年5月11日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉敏雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター

核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設保安規定を別紙のとおり変更認可申請します。

核燃料物質使用施設保安規定の変更

I. 変更の内容

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設保安規定の一部を別添「新旧対照表」のとおり変更する。

II. 変更の理由

1. 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）の一部の施行により，核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）及び関連規則が一部改正又は制定されたことから，保安活動に反映が必要となる事項について変更するため。変更内容は以下のとおり。
 - 1) 品質管理に関する要求の拡大等の施設の安全性向上に資する措置に伴い，原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）が制定されたことから，使用施設等の品質マネジメントシステムに関する事項を変更する。
 - 2) 原子力事業者等に対する検査制度の見直しに伴い，使用施設等の保全のために行う設計，工事，巡視，点検，検査その他の施設の管理（施設管理）に関する措置を追加するとともに，関連する事項を変更する。
 - 3) その他核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号）等の改正に伴い，関連する事項を変更する。
2. 使用施設等の管理を行う者に対して実施した保安教育訓練の結果を踏まえて，必要な事項を次年度の計画に反映し，保安教育訓練の継続的な改善を図ることを明確にするため。
3. 原子力災害対策特別措置法に基づく事象が発生した場合の措置を追加するとともに，同法に基づいて作成した原子力事業者防災業務計画による原子力防災訓練を定期的実施することを追加するため。
4. 放射線業務従事者が受ける線量の管理並びに放射性固体廃棄物及び放射性液体廃棄物の管理において，ALARA（すべての被ばくは社会的，経済的要因を考慮に入れながら合理的に達成可能な限り低く抑えるべきである）の基本精神に則り保安活動を行うことを追加するため。
5. 非常事態又は非常事態に発展するおそれが確認された場合に講じる必要な応急措置について，避難指示を含めた対応であることを明確にするため。

6. この規定で定めている委員会（中央安全審査・品質保証委員会，安全審査委員会及び業務品質保証推進委員会）の運営に必要な文書を明確にするため。
7. 放射線業務従事者以外の者で一時的に管理区域に立ち入る者（一時立入者）の指名を行う者について，放射線業務従事者の指定と管理区域の管理を行う環境保全技術開発部長に変更し，管理区域とその区域に立ち入る者について一元的な管理に変更するため。
8. その他記載の適正化を図るため。

Ⅲ. 施行期日

この規定は，原子力規制委員会の認可日以降，理事長が別に定める日から施行する。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター

核燃料物質使用施設保安規定

新 旧 対 照 表

令和2年5月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

変更前	変更後	変更の理由
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この規定は、<u>「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法律」という。）」</u>第57条第1項の規定に基づき、法律及び核燃料物質の使用に関する規則等（以下「法令」という。）に従い、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設（以下「使用施設等」という。）において、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物（第63条の2第3項第3号に掲げるものは除く。）（以下「核燃料物質等」という。）の使用、貯蔵、運搬及び廃棄（以下「使用等」という。）に係る保安について定め、もってこれに関する災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(基本方針) 第1条の2 前条の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の精神にのっとり、核燃料物質の使用等による災害防止のために適切な品質保証活動の下に保安活動を実施する。</p> <p>第2条～第3条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法律」という。）第57条第1項の規定に基づき、法律及び核燃料物質の使用に関する規則（以下「法令」という。）に従い、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設（以下「使用施設等」という。）において、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物（第63条の2第3項第3号に掲げるものは除く。）（以下「核燃料物質等」という。）の使用、貯蔵、運搬及び廃棄（以下「使用等」という。）に係る保安について定め、もってこれに関する災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(基本方針) 第1条の2 前条の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の精神にのっとり、核燃料物質の使用等による災害防止のために適切な品質マネジメント活動の下に保安活動を実施する。 <u>2 法律第56条の3第1項の規定に基づき、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。）第2条の11の7第1項第1号から第4号までの定めに従って、使用施設等の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関する方針（以下「施設管理方針」という。）、施設管理の目標（以下「施設管理目標」という。）及び施設管理の実施計画（以下「施設管理実施計画」という。）を定め、保全活動を実施する。</u></p> <p>第2条～第3条 (変更なし)</p>	<p>・変更の理由8 記載の適正化を図る（表記の見直しを図る）。</p> <p>・変更の理由1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、品質保証活動の呼称を変更する。</p> <p>・変更の理由1 法改正等(検査制度の見直し)に伴い、施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を定めて保全活動を行う基本方針を追加する。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p style="text-align: center;">第2章 組織及び職務</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 使用施設等の保安に関する組織は第1図に示すとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び<u>中央安全審査・品質保証委員会</u>をいう。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、使用施設等に係る保安を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、使用施設等の品質保証活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、<u>使用施設等の品質保証活動に関する業務の責任者として、品質保証活動に必要なプロセスの確立、実施及び維持に係る業務、理事長への品質保証活動の実施状況及び改善の必要性に係る報告並びに使用施設等の安全確保に対する認識の高揚に係る業務を行う。</u>なお、管理責任者は、<u>監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、センターにおいては人形峠環境技術センター担当理事（以下「センター担当理事」という。）とする。</u></p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、使用施設等の本部の品質保証活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(5) センター担当理事は、理事長を補佐し、センターにおける使用施設等に係る保安を統理する。</p> <p>(6) 所長は、センターにおける使用施設等に係る保安を統括する。</p> <p>(7) 副所長（技術担当）は、計画管理室長の所掌する業務を統括する。</p> <p>(8) 副所長（事務担当）は、総務課長及び安全管理課長の所掌する業務を統括する。</p> <p>(9) 環境保全技術開発部長は、施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長の所掌する業務を統括する。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 組織及び職務</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 使用施設等の保安に関する組織は第1図に示すとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び<u>契約部長</u>をいう。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、使用施設等に係る保安を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、<u>使用施設等の品質マネジメント活動</u>に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、<u>第12条の「5.5.2管理責任者」に定める業務を行う。</u></p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、使用施設等の本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p><u>(5) 契約部長は、本部における使用施設等に関する調達の契約に係る業務を行う。</u></p> <p>(6) センター担当理事は、理事長を補佐し、センターにおける使用施設等に係る保安を統理する。</p> <p>(7) 所長は、センターにおける使用施設等に係る保安を統括する。</p> <p>(8) 副所長（技術担当）は、計画管理室長の所掌する業務を統括する。</p> <p>(9) 副所長（事務担当）は、総務課長及び安全管理課長の所掌する業務を統括する。</p> <p>(10) 環境保全技術開発部長は、施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長の所掌する業務を統括する。</p>	<p>・変更の理由1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、本部の定義を変更する。</p> <p>・変更の理由1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、品質保証活動の呼称を変更するとともに、本部における契約業務を行う職位を追加する。</p> <p>・変更の理由8 記載の適正化を図る（号番号を繰り下げるとともに、表記の見直しを図る）。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>(10) 施設管理課長は、核燃料物質等の使用及び貯蔵並びに設備の運転・保守に係る業務（設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長の所掌する業務を除く。）、放射性廃棄物の保管に係る業務、撤去機器（遠心分離機を除く。）の保管に係る業務、許認可申請に係る全体工程管理に係る業務並びに環境保全技術開発部の他の課長の所掌に属さない業務を行う。</p> <p>(11) 設備処理課長は、遠心機処理に関する設備の運転・保守及び核燃料物質等の使用に係る業務（施設管理課長の所掌する業務を除く。）並びに設備の解体に係る業務を行う。</p> <p>(12) 処理技術開発課長は、核燃料物質等の分析に係る業務を行う。</p> <p>(13) 計画管理室長は、使用施設等の事業計画に係る業務を行う。</p> <p>(14) 総務課長は、周辺監視区域の警備、出入管理及びこれらの設備の管理並びに非常事態の通報連絡に係る業務を行う。</p> <p>(15) 安全管理課長は、使用施設等及び従業員に係る放射線管理及び安全管理に係る業務（放射線管理設備の運転・保守を含む。）、センターにおける使用施設等の品質保証活動の推進の事務に係る業務、安全審査委員会及び業務品質保証推進委員会の庶務並びに非常事態の体制の整備に係る業務を行う。</p> <p>2 前項第7号から第9号までの職位を、以下「統括者」という。</p> <p>3 第1項第10号から第12号までの職位を、以下「管理者」という。</p> <p>4 第1項に掲げる各職位は、品質保証の考えの下に保安活動に関する業務を行う。</p> <p>5 この規定に定める組織とプロセスの関連は、第1表に示すとおりとする。</p> <p>(代理者の指定)</p> <p>第6条 所長は、第5条第1項第6号から第15号までに定める各職位が旅行、疾病、その他の事由によりその職務を遂行できない場合に備え、それぞれの代理者をあらかじめ指定する。</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>(11) 施設管理課長は、核燃料物質等の使用及び貯蔵並びに設備の運転・保守に係る業務（設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長の所掌する業務を除く。）、放射性廃棄物の保管に係る業務、撤去機器（遠心分離機を除く。）の保管に係る業務、許認可申請に係る全体工程管理に係る業務並びに環境保全技術開発部の他の課長の所掌に属さない業務を行う</p> <p>(12) 設備処理課長は、遠心機処理に関する設備の運転・保守及び核燃料物質等の使用に係る業務（施設管理課長の所掌する業務を除く。）並びに設備の解体に係る業務を行う。</p> <p>(13) 処理技術開発課長は、核燃料物質等の分析に係る業務を行う。</p> <p>(14) 計画管理室長は、使用施設等の事業計画に係る業務を行う。</p> <p>(15) 総務課長は、周辺監視区域の警備、出入管理及びこれらの設備の管理並びに非常事態の通報連絡に係る業務を行う。</p> <p>(16) 調達課長は、センターにおける使用施設等に関する調達の契約に係る業務を行う。</p> <p>(17) 安全管理課長は、使用施設等及び従業員に係る放射線管理及び安全管理に係る業務（放射線管理設備の運転・保守を含む。）、センターにおける使用施設等の品質マネジメント活動（安全文化の育成、維持及び関係法令等の遵守のための活動を含む。）の推進の事務に係る業務、安全審査委員会、業務品質保証推進委員会及び独立検査委員会の庶務に係る業務並びに非常事態の体制の整備に係る業務を行う。</p> <p>2 前項第8号から第10号までの職位を、以下「統括者」という。</p> <p>(削る)</p> <p>3 第1項に掲げる各職位は、品質管理の考えの下に保安活動に関する業務を行う。</p> <p>(削る)</p> <p>(代理者の指定)</p> <p>第6条 所長は、第5条第1項第7号から第17号までに定める各職位が旅行、疾病、その他の事由によりその職務を遂行できない場合に備え、それぞれの代理者をあらかじめ指定する。</p> <p>第7条 (変更なし)</p>	<p>・変更の理由8 記載の適正化を図る（項番号を繰り上げるとともに、号番号を繰り下げる。また、表記の見直しを図る）。</p> <p>・変更の理由1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、センターにおける契約業務を行う職位を追加するとともに、安全管理課長の職務に安全文化等に関する取組の推進の事務及び独立検査組織の庶務に係る業務を行う。</p> <p>・変更の理由1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、同システム中で新たに管理者を定義するため、変更前の第5条第1項第10号から第12号までの職位を管理者とする定義を削る。</p> <p>・変更の理由1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、組織とプロセスの関連を示した表の呼び出しを第12条に変更する。</p> <p>・変更の理由8 記載の適正化を図る（表記の見直しを図る）。</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	変更の理由
<p>(核燃料取扱主務者の職務)</p> <p>第8条 核燃料取扱主務者は、使用施設等に係る保安のため、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) この規定、品質保証計画書、センターの保安に係る規則、要領書及びセンター共通安全作業基準の制定及び改廃に参画する。</p> <p>(2) 教育訓練計画の策定に参画する。</p> <p>(3) <u>保安検査及び施設検査に原則として立ち会う。</u></p> <p>(4) その他、<u>使用施設等に係る監督を行う。</u></p> <p>2 核燃料取扱主務者は、その所掌する使用施設等に係る保安のため必要と認めた場合、次の各号に掲げる事項を行うことができる。</p> <p>(1) 所長に対して意見を具申する。</p> <p>(2) 第5条第1項第7号から第15号までに定める各職位に対して説明を求め、保安のための指示又は勧告を行う。</p> <p>3 核燃料取扱主務者は、所長に対して毎年度1回以上使用施設等に係る保安について、報告する。</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(中央安全審査・品質保証委員会)</p> <p>第10条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。</p> <p>(新規)</p> <p><u>2</u> 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問を受け、使用施設等の保安に係る次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 施設の設置、運転等に伴う安全に関する基本事項（核燃料物質の使用の変更の許可申請に関する重要事項）</p> <p>(2) 事故又は非常事態に関する重大事項</p> <p>(3) 品質保証活動の基本事項</p> <p>(4) その他、<u>理事長の諮問する事項</u></p> <p><u>3</u> 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。</p> <p><u>4</u> 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会の答申を尊重する。</p>	<p>(核燃料取扱主務者の職務)</p> <p>第8条 核燃料取扱主務者は、使用施設等に係る保安のため、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) この規定、<u>人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設品質マネジメント計画書</u>(以下「品質マネジメント計画書」という。)、センターの保安に係る規則、要領書及びセンター共通安全作業基準の制定及び改廃に参画する。</p> <p>(2) 教育訓練計画の策定に参画する。</p> <p>(<u>削る</u>)</p> <p>(3) その他使用施設等に係る監督を行う。</p> <p>2 核燃料取扱主務者は、その所掌する使用施設等に係る保安のため必要と認めた場合、次の各号に掲げる事項を行うことができる。</p> <p>(1) 所長に対して意見を具申する。</p> <p>(2) 第5条第1項第8号から第17号までに定める各職位に対して説明を求め、保安のための指示又は勧告を行う。</p> <p>3 核燃料取扱主務者は、所長に対して毎年度1回以上使用施設等に係る保安について、報告する。</p> <p>第9条 (変更なし)</p> <p>(中央安全審査・品質保証委員会)</p> <p>第10条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。</p> <p><u>2</u> <u>安全・核セキュリティ統括部長は、中央安全審査・品質保証委員会の運営に係る通達を定める。</u></p> <p><u>3</u> 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問を受け、使用施設等の保安に係る次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 施設の設置、運転等に伴う安全に関する基本事項（核燃料物質の使用の変更の許可申請に関する重要事項）</p> <p>(2) 事故又は非常事態に関する重大事項</p> <p>(3) 品質保証活動の基本事項</p> <p>(4) その他理事長の諮問する事項</p> <p><u>4</u> 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。</p> <p><u>5</u> 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会の答申を尊重する。</p>	<p>・変更の理由1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、品質保証計画書の名称を変更する。</p> <p>・変更の理由1 法改正等(検査制度の見直し)に伴い、核燃料取扱主務者の職務から検査の立会いに関する事項を削る。</p> <p>・変更の理由8 記載の適正化を図る(号番号を繰り下げるとともに、表記の見直しを図る)。</p> <p>・変更の理由6 委員会の運営に必要な文書を明確にする。</p> <p>・変更の理由8 記載の適正化を図る(項番号を繰り下げるとともに、表記の見直しを図る)。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>(安全審査委員会) 第10条の2 センターに安全審査委員会を置く。 (新規) 2 安全審査委員会は、所長の諮問を受け、使用施設等の保安に係る次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 核燃料物質の使用の変更の許可申請に関する事項 (2) この規定の改廃に関する事項 (3) 品質保証計画書、センターの保安に係る規則、要領書及びセンター共通安全作業基準の制定・改廃に関する事項 (4) その他、所長の諮問する事項 3 安全審査委員会は、核燃料取扱主務者のほか、所長が指名した委員及び委員の中から所長が指名した委員長をもって構成する。 4 所長は、安全審査委員会の答申を尊重する。</p> <p>(業務品質保証推進委員会) 第11条 センターに業務品質保証推進委員会を置く。 (新規) 2 業務品質保証推進委員会は、使用施設等の品質保証活動に係る次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 品質保証活動に関する基本的事項 (2) その他、品質保証活動に関する重要事項 3 業務品質保証推進委員会は、所長を委員長とし、所長が指名した委員をもって構成する。 4 業務品質保証推進委員会は、分科会を設けることができる。</p>	<p>(安全審査委員会) 第10条の2 センターに安全審査委員会を置く。 2 所長は、安全審査委員会の運営に係る規則を定める。 3 安全審査委員会は、所長の諮問を受け、使用施設等の保安に係る次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 核燃料物質の使用の変更の許可申請に関する事項 (2) この規定の改廃に関する事項 (3) 品質マネジメント計画書、センターの保安に係る規則、要領書及びセンター共通安全作業基準の制定・改廃に関する事項 (4) その他所長の諮問する事項 4 安全審査委員会は、核燃料取扱主務者のほか、所長が指名した委員及び委員の中から所長が指名した委員長をもって構成する。 5 所長は、安全審査委員会の答申を尊重する。</p> <p>(業務品質保証推進委員会) 第11条 センターに業務品質保証推進委員会を置く。 2 所長は、業務品質保証推進委員会の運営に係る規則を定める。 3 業務品質保証推進委員会は、使用施設等の品質保証活動に係る次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 品質保証活動に関する基本的事項 (2) その他品質保証活動に関する重要事項 4 業務品質保証推進委員会は、所長を委員長とし、所長が指名した委員をもって構成する。 5 業務品質保証推進委員会は、分科会を設けることができる。</p>	<p>・変更の理由 6 委員会の運営に必要な文書を明確にする。</p> <p>・変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、品質保証計画書の名称を変更する。</p> <p>・変更の理由 8 記載の適正化を図る(項番号を繰り下げるとともに、表記の見直しを図る)。</p> <p>・変更の理由 6 委員会の運営に必要な文書を明確にする。</p> <p>・変更の理由 8 記載の適正化を図る(項番号を繰り下げる)。</p>

変更前	変更後	変更の理由
(新規)	<p><u>(独立検査委員会)</u> <u>第11条の2 センターに独立検査委員会を置く。</u> <u>2 所長は、独立検査委員会の運営に係る規則を定める。</u> <u>3 独立検査委員会は、法律第55条の2に基づき事業者が行う使用前検査（溶接検査を含む。）、法律第56条の3第1項第1号の定めにより使用規則第2条の11の7第1項第4号ニに基づき事業者が行う施設管理に関する定期的な検査（以下「施設管理に関する定期的な検査」という。）を行う。</u> <u>4 独立検査委員会の委員長、事業者検査責任者及び検査員は、所長が指名する。</u></p>	<p>・変更の理由 1 法改正等（検査制度の見直し）に伴い、独立検査組織として新たに設置する独立検査委員会に関する事項を追加する。</p>
(新規)	<p><u>(事業者検査の独立性の確保等)</u> <u>第11条の3 各職位は、独立検査委員会の運営に不当な圧力や影響を与えないようにする。</u> <u>2 使用前検査（溶接検査を含む。）及び施設管理に関する定期的な検査（以下「事業者検査」という。）に関係する者は、公衆及び放射線業務従事者の安全並びに機構の使命を念頭に、法令や社会との約束を遵守し、与えられた職務の範囲内で誠実に業務を履行する。</u></p>	<p>・変更の理由 1 法改正等（検査制度の見直し）に伴い、事業者検査の独立性の確保に関する事項を追加する。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p style="text-align: center;">第3章 品質保証</p> <p>(品質保証計画の策定及び品質保証活動の実施)</p> <p>第12条 <u>理事長は、トップマネジメントとしてこの規定に定める使用施設等に関する保安活動を適切に実施するため、次の各号に掲げる事項を定めた品質保証計画書を策定する。</u></p> <p>(1) <u>品質保証計画の策定の目的に関すること。</u></p> <p>(2) <u>品質保証活動を行う者の職務及び組織に関すること。</u></p> <p>(3) <u>品質保証活動の実施に関すること。</u></p> <p>(4) <u>品質保証活動の評価に関すること。</u></p> <p>(5) <u>品質保証計画の継続的な改善に関すること。</u></p> <p>(6) <u>文書及び記録の管理に関すること。</u></p> <p>2 <u>理事長は、第5条第1項第2号から第15号までに掲げる者に対し、品質保証計画書に基づき、所掌する保安活動の計画の策定、実施、評価及び継続的な改善を含む品質保証活動を実施させる。</u></p> <p>3 <u>第5条第1項に掲げる者は、前項に基づき品質保証活動を実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 品質マネジメントシステム</p> <p>(品質マネジメント計画)</p> <p>第12条 <u>使用施設等に関する保安活動を適切に実施するため、核燃料物質の使用の許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>1. 目的 <u>本品質マネジメント計画は、使用施設等における保安活動に関して、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）に従って、使用施設等の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</u></p> <p>2. 適用範囲 <u>本品質マネジメント計画は、使用施設等において実施する保安活動に適用する。</u></p> <p>3. 定義 <u>本品質マネジメント計画における用語の定義は、品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈並びに JIS Q 9000 : 2015 品質マネジメントシステム—基本及び用語に従うものとする。</u></p>	<p>・変更の理由 1 法改正等（使用規則の改正）に伴い、使用規則で用いられている用語と整合を図る。</p> <p>・変更の理由 1 法改正等（品質管理基準規則の制定）に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、使用施設等の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更の理由
	<p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、本品質マネジメント計画に従い、保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、文書化し、実施し、維持するとともに、その有効性を評価し、継続的に改善する。</p> <p>(2) 保安に係る各組織は、原子力安全に対する重要性に応じて品質マネジメントシステムを構築し、運用する。その際、次の事項を考慮し、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。</p> <p>a) 使用施設等、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b) 使用施設等若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行された場合に起こり得る影響</p> <p>(3) 保安に係る各組織は、使用施設等に適用される関係法令及び規制要求事項を明確にし、品質マネジメントシステムに必要な文書に反映する。</p> <p>(4) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。</p> <p>第2図に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を示す。</p> <p>a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスにより達成される結果を明確にする。</p> <p>b) これらのプロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にする。</p> <p>第3図に「品質マネジメントシステムプロセス関連図」を示す。</p> <p>c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために、必要な保安活動の状況を示す指標（該当する安全実績指標を含む。以下「保安活動指標」という。）並びに判断基準及び方法を明確にする。</p> <p>d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>e) これらのプロセスの運用状況を監視及び測定し、分析する。ただし、監視及び測定することが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>f) これらのプロセスについて、7.1 項どおりの結果を得るため、かつ、有効性を維持するために必要な処置（プロセスの変更を含む。）を行う。</p> <p>g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合のとれたものにする。</p>	<p>変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、使用施設等の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更の理由
	<p>h) <u>意思決定のプロセスにおいて対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるように適切に解決する。これにはセキュリティ対策と原子力の安全に係る対策とが互いに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</u></p> <p>i) <u>健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。</u></p> <p>(5) <u>保安に係る各組織は、業務・使用施設等に係る要求事項への適合に影響を与える保安活動のプロセスを外部委託する場合には、当該プロセスの管理の方式及び程度を7.4項に従って明確にし、管理する。</u></p> <p>(6) <u>保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u></p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p><u>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</u></p> <p><u>また、第4図に使用施設等に係る「品質マネジメントシステム文書体系」に示す。</u></p> <p>(1) <u>品質方針及び品質目標</u></p> <p>(2) <u>品質マニュアル（一次文書）</u> <u>本品質マネジメント計画</u> <u>品質マネジメント計画書</u></p> <p>(3) <u>この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書（二次文書）及び記録</u></p> <p>(4) <u>組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録</u></p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p><u>理事長は、品質マニュアルとして、次の事項を含む本品質マネジメント計画を策定し、必要に応じ見直し、維持する。また、本品質マネジメント計画の運営を具体化するために、品質マネジメント計画書を作成する。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。）</u></p> <p>b) <u>保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムのために作成した文書の参照情報</u></p> <p>d) <u>品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</u></p>	<p>変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、使用施設等の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更の理由
	<p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、4.2.4項に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、センターの「文書・記録管理要領書」を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</p> <p>b) 文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、改訂する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</p> <p>c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</p> <p>d) 文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。</p> <p>e) 該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要なときに、必要ところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>f) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、これを管理する。</p> <p>i) 文書の改訂時等の必要な時に、文書作成時に使用した根拠等が確認できるようにする。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、センターの「文書・記録管理要領書」を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>a) 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</p> <p>b) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p>	<p>・変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、使用施設等の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更の理由
	<p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p><u>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</u></p> <p>a) <u>品質方針を設定する。</u></p> <p>b) <u>品質目標が設定されていることを確実にする。</u></p> <p>c) <u>要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</u></p> <p>d) <u>マネジメントレビューを実施する。</u></p> <p>e) <u>資源が使用できることを確実にする。</u></p> <p>f) <u>関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。</u></p> <p>g) <u>保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。</u></p> <p>h) <u>全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p> <p>5.2 原子力の安全の重視</p> <p><u>理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・使用施設等に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事由によって損なわれないようにすることを確実にする。</u></p> <p>5.3 品質方針</p> <p>(1) <u>理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するもの及び施設管理に関する方針を含む。</u></p> <p>a) <u>組織の目的及び状況に対して適切である。</u></p> <p>b) <u>要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対して責任を持って関与することを含む。</u></p> <p>c) <u>品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</u></p> <p>d) <u>組織全体に伝達され、理解される。</u></p> <p>e) <u>品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任を持って関与することを含む。</u></p>	<p>・変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、使用施設等の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更の理由
	<p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 理事長は、保安に係る組織において、毎年度、品質目標（業務・使用施設等に対する要求事項を満たすために必要な目標（7.1項(4)項b参照）を含む。）が設定されていることを確実にする。</p> <p>また、保安活動の重要度に応じて、品質目標を達成するための計画（7.1項(4)項参照）が作成されることを確実にする。</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを確実にする。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 理事長は、4.1項に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持について、本品質マネジメント計画を策定する。</p> <p>(2) 理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れていることをレビューすることにより確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。</p> <p>a) 変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの有効性の維持</p> <p>c) 資源の利用可能性</p> <p>d) 責任及び権限の割当て</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>理事長は、第4条及び第5条の組織及び職務について、各組織を通じて全体に周知し、保安活動に係る要員が理解することを確実にする。</p> <p>また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書（4.2.1項参照）を定めさせ、関係する要員が自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について責任を持って業務を遂行するようにする。</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、センターにおいては人形峠環境技術センター担当理事（以下「センター担当理事」という。）を管理責任者とする。</p>	<p>・変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、使用施設等の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更の理由
	<p>(2) <u>管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</u></p> <p>c) <u>組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</u></p> <p>d) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) <u>理事長は、5.5.1 項に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</u></p> <p><u>また、プロセスの責任者として、検査及び試験（8.2.4 項参照）の管理者に代わり事業者検査のプロセスを管理する責任者（以下「事業者検査責任者」という。）を置く。</u></p> <p>a) <u>業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>b) <u>業務に従事する要員の、業務・使用施設等に対する要求事項についての認識を高める。</u></p> <p>c) <u>成果を含む業務の実施状況について評価する。</u></p> <p>d) <u>健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</u></p> <p>e) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>(2) <u>管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</u></p> <p>b) <u>要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</u></p> <p>c) <u>原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</u></p> <p>d) <u>要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に使用施設等の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</u></p> <p>e) <u>要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</u></p> <p>(3) <u>管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</u></p>	<p>変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、使用施設等の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更の理由
	<p>5.5.4 内部コミュニケーション <u>理事長は、組織内のコミュニケーションが適切に行われることを確実にするため機構に中央安全審査・品質保証委員会を、所長は、センターに安全審査委員会及び業務品質保証推進委員会を置く。また、理事長は、マネジメントレビューを通じて、使用施設等の品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。</u></p> <p>5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般 (1) <u>理事長は、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー実施要領」に基づき、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、マネジメントレビューを実施する。</u> (2) <u>このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価及び品質方針を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</u></p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット (1) <u>管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。</u> a) <u>内部監査の結果</u> b) <u>組織の外部の者からの意見</u> c) <u>保安活動に関するプロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）</u> d) <u>事業者検査並びに自主検査等の結果</u> e) <u>安全文化を育成し、維持するための取組の実施状況（安全文化について強化すべき分野等に係る自己評価の結果を含む。）</u> f) <u>関係法令の遵守状況</u> g) <u>不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況</u> h) <u>前回までのマネジメントレビューの結果に対する処置状況のフォローアップ</u> i) <u>品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</u> j) <u>改善のための提案</u> k) <u>資源の妥当性</u> l) <u>保安活動の改善のために講じた処置の有効性</u></p>	<p>・変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、使用施設等の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更の理由
	<p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</p> <p>(1) <u>理事長は、マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含め、管理責任者に必要な改善を指示する。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</u></p> <p>b) <u>業務の計画及び実施に関する保安活動の改善</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</u></p> <p>d) <u>健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</u></p> <p>e) <u>関係法令の遵守に関する改善</u></p> <p>(2) <u>マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する(4.2.4項参照)。</u></p> <p>(3) <u>管理責任者は、(1)項で改善の指示を受けた事項について必要な処置を行う。</u></p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p><u>理事長、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、センター担当理事、所長及び統括者は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</u></p> <p>(1) <u>人的資源(要員の力量)</u></p> <p>(2) <u>インフラストラクチャ(個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系)</u></p> <p>(3) <u>作業環境</u></p> <p>(4) <u>その他必要な資源</u></p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1) <u>理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、センター担当理事、所長、統括者及び課室長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</u></p> <p>(2) <u>保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</u></p> <p>(3) <u>外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</u></p>	<p>・変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、使用施設等の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更の理由
	<p>6.2.2 力量, 教育・訓練及び認識</p> <p>(1) 所長は, 要員の力量を確保するために, 「教育・訓練要領書」を定め, 保安活動の重要度に応じて, 次の事項を着実に実施する。</p> <p>a) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</p> <p>c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</p> <p>d) 要員が, 品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</p> <p>e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し, 管理する (4.2.4 項参照)。</p> <p>(2) 理事長は, 監査員の力量について, 「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(3) 安全・核セキュリティ統括部長は, 本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし, (1) 項の a) から e) までに準じた管理を行う。</p> <p>6.3 インフラストラクチャ</p> <p>所長, 統括者及び課室長は, インフラストラクチャ (個別業務に必要な施設, 設備及びサービスの体系をいう。) を 7.1 項にて明確にし, これを維持管理する。</p> <p>6.4 作業環境</p> <p>所長, 統括者及び課室長は, 保安のために業務に必要な作業環境を 7.1 項にて明確にし, 運営管理する。なお, この作業環境には, 作業場所の放射線量, 温度, 照度及び狭隘の程度など作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。</p>	<p>・変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより, 使用施設等の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更の理由
	<p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 所長は、使用施設等ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等（保安規定に基づく保安活動）について業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）を第3図のとおり策定する。</p> <p>(2) 統括者及び課室長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）に基づき、個別業務に必要な計画（三次文書：マニュアル、手引、手順等）を作成して、業務を実施する。</p> <p>(3) (1)項及び前項の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(4) 所長、統括者及び課室長は、業務の計画の策定及び変更に当たっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>b) 業務・使用施設等に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・使用施設等に特有なプロセス及び文書の確立の必要性並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) 業務・使用施設等のための事業者検査、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・使用施設等のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4.2.4項参照）</p> <p>(5) 業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</p> <p>(6) 安全・核セキュリティ統括部長及び契約部長は、本部において使用施設等の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、(1)項から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>7.2 業務・使用施設等に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・使用施設等に対する要求事項の明確化</p> <p>所長、統括者及び課室長は、次の事項を7.1項において明確にする。</p> <p>a) 業務・使用施設等に関連する法令・規制要求事項</p> <p>b) 明示されていないが、業務・使用施設等に必要な要求事項</p> <p>c) 組織が必要と判断する追加要求事項（安全基準等）</p>	<p>・変更の理由 1 法改正等（品質管理基準規則の制定）に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、使用施設等の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更の理由
	<p>7.2.2 業務・使用施設等に対する要求事項のレビュー</p> <p>(1) 所長、統括者及び課室長は、業務・使用施設等に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</p> <p>(2) レビューでは、次の事項について確認する。</p> <p>a) 業務・使用施設等に対する要求事項が定められている。</p> <p>b) 業務・使用施設等に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</p> <p>c) 当該組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。</p> <p>(3) このレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</p> <p>(4) 所長、統括者及び課室長は、業務・使用施設等に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を改訂する。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されていることを確実にする。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>所長、統括者及び課室長は、原子力の安全に関して組織の外部の者と適切なコミュニケーションを図るため、効果的な方法を明確にし、これを実施する。</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) 工事等を担当する統括者又は課長は、使用施設等の設計・開発の計画を策定し、管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設計・開発を含む。</p> <p>(2) 担当統括者又は課長は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。</p> <p>a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</p> <p>b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>c) 設計・開発に関する部署及び要員の責任及び権限</p> <p>d) 設計・開発に必要な内部及び外部の資源</p> <p>(3) 担当統括者又は課長は、効果的なコミュニケーションと責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与する関係者(他部署を含む。)間のインタフェースを運営管理する。</p> <p>(4) 統括者又は課長は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。</p>	<p>・変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、使用施設等の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更の理由
	<p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 工事等を担当する統括者又は課長は、使用施設等の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。インプットには次の事項を含める。</p> <p>a) 機能及び性能に関する要求事項</p> <p>b) 適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>c) 適用される法令・規制要求事項</p> <p>d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) 担当統括者又は課長は、これらのインプットについて、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいではなく、かつ、相反することがないようにする。</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 工事等を担当する統括者又は課長は、設計・開発からのアウトプット(機器等の仕様等)は、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式により管理する。また、次の段階に進める前に、承認をする。</p> <p>(2) 担当統括者又は課長は、設計・開発のアウトプット(機器等の仕様等)は、次の状態とする。</p> <p>a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</p> <p>b) 調達、業務の実施及び使用施設等の使用に対して適切な情報を提供する。</p> <p>c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</p> <p>d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な使用施設等の特性を明確にする。</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 工事等を担当する統括者又は課長は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおり(7.3.1項参照)に体系的なレビューを行う。</p> <p>a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部署を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。</p> <p>(3) 担当統括者又は課長は、設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</p>	<p>・変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、使用施設等の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更の理由
	<p><u>7.3.5 設計・開発の検証</u></p> <p>(1) <u>工事等を担当する統括者又は課長は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットとして与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおり（7.3.1 項参照）に検証を実施する。</u></p> <p>(2) <u>設計・開発の検証には、原設計者以外の者又はグループが実施する。</u></p> <p>(3) <u>担当統括者又は課長は、設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4 項参照）。</u></p> <p><u>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</u></p> <p>(1) <u>工事等を担当する統括者又は課長は、設計・開発の結果として得られる使用施設等又は個別業務が、規定された性能、指定された用途又は意図された用途に係る要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法（7.3.1 項参照）に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。ただし、当該使用施設等の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該使用施設等の使用を開始する前に、設計・開発の妥当性確認を行う。</u></p> <p>(2) <u>担当統括者又は課長は、実行可能な場合はいつでも、使用施設等を使用又は個別業務を実施するに当たり、あらかじめ、設計・開発の妥当性確認を完了する。</u></p> <p>(3) <u>担当統括者又は課長は、設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4 項参照）。</u></p> <p><u>7.3.7 設計・開発の変更管理</u></p> <p>(1) <u>工事等を担当する統括者又は課長は、設計・開発の変更を行った場合は変更内容を識別するとともに、その記録を作成し、管理する（4.2.4 項参照）。</u></p> <p>(2) <u>担当統括者又は課長は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</u></p> <p>(3) <u>担当統括者又は課長は、設計・開発の変更のレビューにおいて、その変更が、当該使用施設等を構成する要素（材料又は部品）及び関連する使用施設等に及ぼす影響の評価を行う。</u></p> <p>(4) <u>担当統括者又は課長は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4 項参照）。</u></p>	<p>・変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、使用施設等の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更の理由
	<p><u>7.4 調達</u> <u>所長は、調達する製品又は役務（以下「調達製品等」という。）の調達を著実にするため、調達管理要領書（契約部長が所掌する事項を除く。）を定め、次の事項を管理する。</u> <u>また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する業務を実施する。</u></p> <p><u>7.4.1 調達プロセス</u> <u>(1) 統括者及び課室長は、調達製品等が規定された調達要求事項に適合することを確実にする。</u> <u>(2) 統括者及び課室長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を含める。</u> <u>(3) 統括者及び課室長は、供給者が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、必要な場合には再評価する。</u> <u>(4) 調達製品等の供給者の選定、評価及び再評価の基準は、センターの調達管理要領書及び本部の供給先の評価・選定に関する要領に定める。</u> <u>(5) 統括者及び課室長は、供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u> <u>(6) 所長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の使用者と共有する場合に必要な処置に関する方法をセンターの調達管理要領書に定める。</u></p> <p><u>7.4.2 調達要求事項</u> <u>(1) 統括者及び課室長は、調達製品等に関する要求事項を仕様書にて明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。</u> <u>a) 製品、業務の手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</u> <u>b) 要員の力量（適格性を含む。）確認に関する要求事項</u> <u>c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</u> <u>d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項</u> <u>e) 安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項</u> <u>f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</u> <u>g) その他調達物品等に関し必要な要求事項</u> <u>(2) 統括者及び課室長は、前項に加え、調達製品等の要求事項として、供給者の工場等において事業者検査又はその他の活動を行う際、原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</u></p>	<p>・変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、使用施設等の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更の理由
	<p>(3) <u>統括者又は課長は、供給者に調達製品等に関する情報を伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</u></p> <p>(4) <u>統括者及び課長は、調達製品等を受領する場合には、調達製品等の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p> <p>7.4.3 <u>調達製品等の検証</u></p> <p>(1) <u>統括者及び課長は、調達製品等が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を仕様書に定めて、検証を実施する。</u></p> <p>(2) <u>統括者及び課長は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品等のリリース（出荷許可）の方法を調達要求事項（7.4.2項参照）の中で明確にする。</u></p> <p>7.5 <u>業務の実施</u></p> <p>所長、統括者及び課室長は、業務の計画（7.1項参照）に従って、次の事項を実施する。</p> <p>7.5.1 <u>個別業務の管理</u></p> <p>所長、統括者及び課室長は、使用施設等の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等の保安活動について、個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。</p> <p>管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</p> <p>a) <u>原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる。</u></p> <p>b) <u>必要な時に、作業手順が利用できる。</u></p> <p>c) <u>適切な設備を使用している。</u></p> <p>d) <u>監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</u></p> <p>e) <u>監視及び測定が実施されている（8.2.3項参照）。</u></p> <p>f) <u>業務のリリース（次工程への引渡し）が規定どおりに実施されている。</u></p> <p>7.5.2 <u>個別業務に関するプロセスの妥当性確認</u></p> <p>(1) <u>統括者及び課室長は、業務実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能な場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。これらのプロセスには、業務が実施されてからでしか不具合が顕在化しないようなプロセスが含まれる。</u></p> <p>(2) <u>統括者及び課室長は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</u></p> <p>(3) <u>統括者及び課室長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p>	<p>変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、使用施設等の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更の理由
	<p>(4) <u>統括者及び課室長は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ管理の方法を個別業務の計画の中で明確にする。</u></p> <p>a) <u>プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</u></p> <p>b) <u>妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量の確認の方法</u></p> <p>c) <u>妥当性確認の方法（所定の方法及び手順を変更した場合の再確認を含む。）</u></p> <p>d) <u>記録に関する要求事項</u></p> <p>7.5.3 <u>識別管理及びトレーサビリティ</u></p> <p>(1) <u>統括者及び課室長は、必要な場合には、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して適切な手段で業務・使用施設等を識別し、管理する。</u></p> <p>(2) <u>統括者及び課室長は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、業務・使用施設等について固有の識別をし、その記録を管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>7.5.4 <u>組織外の所有物</u></p> <p><u>統括者及び課室長は、管理下にある組織外の所有物のうち原子力の安全に影響を及ぼす可能性のあるものについて、当該機器等に対する紛失、損傷等を防ぐためリスト化し、識別や保護など取扱いに注意を払い、紛失、損傷した場合は記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>7.5.5 <u>調達製品の保存</u></p> <p><u>統括者及び課室長は、調達製品の検収後、受入から据付、使用されるまでの間、調達製品を要求事項への適合を維持した状態のまま保存する。この保存には、識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。なお、保存は、取替品、予備品にも適用する。</u></p> <p>7.6 <u>監視機器及び測定機器の管理</u></p> <p><u>所長は、監視機器及び測定機器の管理を行うため、監視機器及び測定機器管理要領書を定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>統括者及び課室長は、業務・使用施設等に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定を個別業務の計画の中で明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。</u></p> <p>(2) <u>統括者及び課室長は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にする。</u></p> <p>(3) <u>統括者及び課室長は、測定値の正当性を保証しなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たすようにする。</u></p>	<p>・変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、使用施設等の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更の理由
	<p>a) <u>定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正又は検証する。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録し、管理する（4.2.4 項参照）。</u></p> <p>b) <u>機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</u></p> <p>c) <u>校正の状態が明確にできる識別をする。</u></p> <p>d) <u>測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</u></p> <p>e) <u>取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</u></p> <p>(4) <u>統括者及び課室長は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する（4.2.4 項参照）。また、その機器及び影響を受けた業務・使用施設等に対して、適切な処置を行う。</u></p> <p>(5) <u>統括者及び課室長は、監視機器及び測定機器の校正及び検証の結果の記録を作成し、管理する（4.2.4 項参照）。</u></p> <p>(6) <u>統括者及び課室長は、規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアを組み込んだシステムが意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。</u></p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを8.2 項から8.5 項までに従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</u></p> <p>a) <u>業務に対する要求事項への適合を実証する。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>(2) <u>監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。</u></p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション（7.2.3 項参照）により入手し、監視する。</u></p> <p>(2) <u>この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</u></p>	<p>変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、使用施設等の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更の理由
	<p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを確認するため、毎年度1回以上、内部監査の対象業務に関与しない要員により、統括監査の職に内部監査を実施させる。</p> <p>a) 4.2.2 項において定める品質マネジメント計画書</p> <p>b) 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) 理事長は、内部監査の判定基準、監査対象、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 理事長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセス、その他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定するとともに、内部監査に関する基本計画を策定し、実施させることにより、内部監査の実効性を維持する。また、統括監査の職は、前述の基本計画を受けて実施計画を策定し内部監査を行う。</p> <p>(4) 統括監査の職は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施において、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 統括監査の職は、内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 理事長は、監査に関する計画の作成及び実施並びに監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに監査に係る要求事項を「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(7) 統括監査の職は、理事長に監査結果を報告し、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者は、前項において不適合が発見された場合には、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じるとともに、当該措置の検証を行い、それらの結果を統括監査の職に報告する。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。</p> <p>この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には次の事項を含める。</p> <p>a) 監視及び測定の時期</p> <p>b) 監視及び測定の分析及び評価の方法</p> <p>(2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p>	<p>変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、使用施設等の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更の理由
	<p>(3) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(4) 所長、統括者及び課室長は、プロセスの監視及び測定の状態について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために必要な処置を行う。</p> <p>(5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>所長は、法律に基づき事業者が行う事業者検査を行う場合の検査体制（独立検査組織）を整備し、事業者検査責任者を指名する。また、所長は、検査・試験の管理要領を定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 事業者検査責任者、統括者及び課長は、使用施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画（7.1 項参照）に従って、適切な段階で事業者検査又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる事業者検査又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4 項参照）。</p> <p>(3) 記録には、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を明記する。</p> <p>(4) 個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や使用施設を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 事業者検査責任者は、保安活動の重要度に応じて、事業者検査の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。</p> <p>また、統括者及び課長は、自主検査等の検査及び試験要員の独立性について、これを準用する。</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>安全・核セキュリティ統括部長及び所長は、不適合の処理に関する管理の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「不適合並びに是正及び未然防止処置要領書」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、業務・使用施設等に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p>	<p>変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、使用施設等の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更の理由
	<p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</u></p> <p>a) <u>不適合を除去するための処置を行う。</u></p> <p>b) <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース（次工程への引渡し）又は合格と判定することを正式に許可する。</u></p> <p>c) <u>本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u></p> <p>d) <u>外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</u></p> <p>(3) <u>不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>(5) <u>所長は、使用施設等の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、「不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</u></p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</u></p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</u></p> <p>(2) <u>前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</u></p> <p>a) <u>組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見（8.2.1項参照）</u></p> <p>b) <u>業務・使用施設等に対する要求事項への適合性（8.2.3項及び8.2.4項参照）</u></p> <p>c) <u>是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び使用施設等の特性及び傾向（8.2.3項及び8.2.4項参照）</u></p> <p>d) <u>供給者の能力（7.4項参照）</u></p>	<p>変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、使用施設等の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更の理由
	<p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p><u>理事長，管理責任者，安全・核セキュリティ統括部長，統括監査の職，契約部長，所長，統括者及び課室長は，品質方針，品質目標，監査結果，データの分析，是正処置，未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて，品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</u></p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長及び所長は，不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して，本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に，センターは「不適合並びに是正及び未然防止処置要領書」に定め，次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長，統括監査の職，契約部長，所長，統括者及び課室長は，検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため，原子力の安全に及ぼす影響に応じて，不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</u></p> <p>(2) <u>是正処置の必要性の評価及び実施について，次に掲げる手順により行う。</u></p> <p>a) <u>不適合等のレビュー及び分析</u></p> <p>b) <u>不適合等の原因（関連する要因を含む。）の特定</u></p> <p>c) <u>類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化</u></p> <p>d) <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p>e) <u>とった是正処置の有効性のレビュー</u></p> <p>(3) <u>必要に応じ，次の事項を考慮する。</u></p> <p>a) <u>計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの変更</u></p> <p>(4) <u>原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合に関しては，根本的な原因を究明するための分析の手順に従い，分析を実施する。</u></p> <p>(5) <u>全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し，管理する（4.2.4 項参照）。</u></p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長，統括監査の職，契約部長，所長，統括者及び課室長は，複数の不適合等の情報について，必要により類似する事象を抽出し，分析を行い，その結果から共通する原因が認められた場合，適切な処置を行う。</u></p>	<p>・変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより，使用施設等の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更の理由
	<p>8.5.3 未然防止処置</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長及び所長は、他の使用施設等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「不適合並びに是正及び未然防止処置要領書」に定め、次の事項を管理する。</u></p> <p><u>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、統括者及び課室長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</u></p> <p><u>この活用には、得られた知見や技術情報を他の使用者と共有することも含む。</u></p> <p>a) <u>起こり得る不適合及びその原因についての調査</u></p> <p>b) <u>不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u></p> <p>c) <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p>d) <u>とった未然防止処置の有効性のレビュー</u></p> <p><u>(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、これを管理する（4.2.4項参照）。</u></p>	<p>・変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、使用施設等の保安活動に適用する品質マネジメント計画を定める。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p><u>(保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善)</u></p> <p>第13条 所長は、保安活動に必要な計画又は管理の方法を策定する。</p> <p>2 所長、統括者及び各課室長は、前項に基づき所掌する保安活動を実施する。</p> <p>3 所長、統括者及び各課室長は、所掌する保安活動を定期的に評価し、継続的な改善を実施する。</p> <p><u>(検査及び試験)</u></p> <p>第14条 理事長は、品質保証計画書に検査及び試験の管理について定める。</p> <p>2 所長は、前項に基づき検査及び試験の管理の方法を策定する。</p> <p>3 所長、統括者及び各課室長は、前項に基づき検査及び試験を実施する。</p> <p><u>(内部監査)</u></p> <p>第15条 理事長は、品質保証活動が適切に実施されていることを確認するため、統括監査の職に毎年度1回及び必要に応じて内部監査を実施させる。</p> <p>2 統括監査の職は、前項の内部監査の実施に当たり、内部監査の年度計画を作成し、理事長の承認を得る。</p> <p>3 統括監査の職は、前項の年度計画に基づき、内部監査員の選定を含む監査計画を策定し、内部監査を実施する。</p> <p>4 統括監査の職は、前項の結果を理事長に報告する。</p> <p>5 統括監査の職は、第3項の内部監査の結果、明らかとなった不適合について、本部においては安全・核セキュリティ統括部長に、センターにおいてはセンター担当理事に対して不適合の処理及び是正処置の実施を指示する。</p> <p>6 安全・核セキュリティ統括部長又はセンター担当理事は、前項の指示に対する不適合の処理及び是正処置を実施し、その結果を統括監査の職に報告する。また、予防処置が必要と判断した場合には、その処置を実施する。</p> <p>7 統括監査の職は、前項の報告を受けた場合、採られた処置を検証し、その結果を理事長に報告する。</p>	<p>第13条 <u>(削除)</u></p> <p>第14条 <u>(削除)</u></p> <p>第15条 <u>(削除)</u></p>	<p>・変更の理由1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、使用施設等の保安活動に適用する品質マネジメント計画に含まれるため削る。</p> <p>・変更の理由1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、使用施設等の保安活動に適用する品質マネジメント計画に含まれるため削る。</p> <p>・変更の理由1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、使用施設等の保安活動に適用する品質マネジメント計画に含まれるため削る。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p><u>(不適合管理)</u></p> <p><u>第16条 理事長は、不適合管理に関し、品質保証計画書に次の各号に掲げる事項を定める。</u></p> <p><u>(1) 不適合が放置されることを防ぐための管理に関すること。</u></p> <p><u>(2) 不適合の性質の記録、不適合に対して採られた特別採用を含む処置の記録の維持に関すること。</u></p> <p><u>(3) 不適合に修正を施した場合に、要求事項への適合性を実証するための再検証に関すること。</u></p> <p><u>2 統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、所長、統括者及び各課室長は、所掌する保安活動において不適合を検出した場合、その不適合に関し、品質保証計画書に基づき、不適合を除去するために必要な処置を行う。</u></p> <p><u>3 各課室長は、前項の不適合のうち、次の各号に掲げる事項に該当する不適合の処置を当該統括者及び所長に報告する。</u></p> <p><u>(1) 第73条に定める事象が発生した場合</u></p> <p><u>(2) この規定に適合しない事象が発生した場合</u></p> <p><u>(3) その他、保安に係る重要事項として各課室長が報告する必要があると判断した場合</u></p> <p><u>4 所長は、前項の報告を受けた場合、安全・核セキュリティ統括部長に報告する。</u></p>	<p>第16条 <u>(削除)</u></p>	<p>・変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、使用施設等の保安活動に適用する品質マネジメント計画に含まれるため削る。</p>
<p><u>(是正処置)</u></p> <p><u>第16条の2 理事長は、是正処置に関し、品質保証計画書に次の各号に掲げる事項を定める。</u></p> <p><u>(1) 不適合の内容確認に関すること。</u></p> <p><u>(2) 不適合の原因特定に関すること。</u></p> <p><u>(3) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価に関すること。</u></p> <p><u>(4) 必要な処置の決定及び実施に関すること。</u></p> <p><u>(5) 採った処置の結果の記録に関すること。</u></p> <p><u>(6) 是正処置において実施した活動のレビューに関すること。</u></p> <p><u>2 統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、所長、統括者及び各課室長は、所掌する保安活動の是正処置に関し、品質保証計画書に基づき、検出した不適合が再発することを防止するために不適合の原因を除去するために必要な処置を行う。</u></p> <p><u>3 各課室長は、前項の是正処置のうち、前条第3項各号に掲げる事項に該当する不適合に関する是正処置を当該統括者及び所長に報告する。</u></p> <p><u>4 所長は、前項の報告を受けた場合、安全・核セキュリティ統括部長に報告する。</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>	<p>・変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、使用施設等の保安活動に適用する品質マネジメント計画に含まれるため削る。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p><u>(予防処置)</u></p> <p>第17条 理事長は、予防処置に関し、品質保証計画書に次の各号に掲げる事項を定める。</p> <p>(1) 起こり得る不適合及びその原因の特定に関すること。</p> <p>(2) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価に関すること。</p> <p>(3) 必要な処置の決定及び実施に関すること。</p> <p>(4) 採った処置の結果の記録に関すること。</p> <p>(5) 予防処置において実施した活動のレビューに関すること。</p> <p>(6) 他の組織から得られた核燃料物質の使用等に係る技術情報について、自らの使用施設等の保安の向上にいかすための措置に関すること。</p> <p>2 安全・核セキュリティ統括部長、所長、統括者及び各課室長は、所掌する保安活動の予防処置に関し、品質保証計画書に基づき、起こり得る不適合が発生することを防止するために必要な処置を行う。</p> <p>3 安全・核セキュリティ統括部長は、第16条第5項の報告及び前条第5項の報告について、品質保証計画書に基づき機構内に必要な予防処置を行う。</p> <p><u>(品質保証計画の継続的な改善)</u></p> <p>第18条 理事長は、品質保証計画書に基づく品質保証活動が適切に実施されたことを評価するため、毎年度1回以上及び必要に応じてマネジメントレビューを実施する。</p> <p>2 管理責任者は、所掌する品質保証活動を確認し、次の各号に掲げる事項を評価して、マネジメントレビューにおいて理事長に報告する。</p> <p>(1) 内部監査の結果</p> <p>(2) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方</p> <p>(3) 保安活動の成果を含む実施状況並びに検査及び試験の結果</p> <p>(4) 是正処置及び予防処置の状況</p> <p>(5) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</p> <p>(6) 品質保証活動に影響を及ぼす可能性のある変更</p> <p>(7) 品質保証活動の改善のための提案</p> <p>3 理事長は、マネジメントレビューの結果に応じて、品質保証活動を適切かつ有効に機能させるために、必要な改善事項を統括監査の職、管理責任者、安全・核セキュリティ統括部長及びセンター担当理事に指示する。</p> <p>4 理事長は、本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者を通じて前項の指示に対する処置状況を確認し、品質保証計画を継続的に改善する。</p>	<p>第17条 <u>(削除)</u></p> <p>第18条 <u>(削除)</u></p>	<p>・変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、使用施設等の保安活動に適用する品質マネジメント計画に含まれるため削る。</p> <p>・変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、使用施設等の保安活動に適用する品質マネジメント計画に含まれるため削る。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p><u>(文書及び記録の管理)</u> 第19条 安全・核セキュリティ統括部長及び所長は、品質保証計画書に基づき、次の各号に掲げる事項を定めた文書及び記録の管理の方法を策定する。 (1) この規定に定める保安に必要な文書及び記録に関すること。 (2) 文書の作成、制定、レビュー、改定、識別、配付、外部文書及び廃止文書に関すること。 (3) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関すること。 2 第5条第1項に掲げる者は、前項に基づき文書及び記録の管理を実施する。</p> <p><u>(品質保証に関する教育)</u> 第20条 理事長は、管理責任者に第2表に定める教育を実施させる。 2 所長は、内部監査員に対して、第2表に定める教育を実施し、教育の有効性を評価するとともに、それらの結果を記録する。 3 各課室長は、従業員等に対して、第2表に定める教育を実施し、教育の有効性を評価するとともに、それらの結果を記録する。</p>	<p>第19条 (削除)</p> <p>第20条 (削除)</p>	<p>・変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、使用施設等の保安活動に適用する品質マネジメント計画に含まれるため削る。</p> <p>・変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、使用施設等の保安活動に適用する品質マネジメント計画に含まれるため削る。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p style="text-align: center;">第4章 保安教育訓練</p> <p>(教育・訓練)</p> <p>第21条 所長は、毎年度、<u>従業員等</u>に対して、<u>第3-1表</u>に定める保安教育訓練実施方針に基づき、教育訓練計画を定める。</p> <p>2 各課室長は、前項の教育訓練計画に基づき教育訓練を実施する。ただし、新規配属者に対しては、既に保安教育訓練が実施されている項目は省略することができる。</p> <p>3 各課室長は、教育訓練の実施結果を取りまとめ、当該統括者及び核燃料取扱主務者の確認を受け、所長に報告する。</p> <p>4 所長は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者に対して、<u>第3-2表</u>に定める緊急作業に係る教育訓練に基づき、当該作業に係る教育を実施する。</p> <p>5 従業員等は、保安活動に関する意識向上のための啓発に努める。</p> <p>(保安訓練)</p> <p>第22条 所長は、<u>従業員等</u>に対して、第11章に定める非常の場合に<u>採るべき措置</u>について総合的な実地訓練を毎年度1回以上実施する。</p> <p>2 所長は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者に対して、<u>第3-2表</u>に定める緊急作業に係る教育訓練に基づき、当該作業に係る訓練を実施する。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 保安教育訓練</p> <p>(教育・訓練)</p> <p>第21条 所長は、毎年度、<u>使用施設等の管理を行う者</u>に対して、<u>第1表</u>に定める保安教育訓練実施方針に基づき、教育訓練計画を定める。</p> <p>2 各課室長は、前項の教育訓練計画に基づき教育訓練を実施する。ただし、新規配属者に対しては、既に保安教育訓練が実施されている項目は省略することができる。</p> <p>3 各課室長は、教育訓練の実施結果を取りまとめ、当該統括者及び核燃料取扱主務者の確認を受け、所長に報告する。</p> <p>4 <u>所長は、当該年度の保安教育訓練の結果に基づき、必要な事項を次年度の計画へ反映する。</u></p> <p>5 所長は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者に対して、<u>第2表</u>に定める緊急作業に係る教育訓練に基づき、当該作業に係る教育を実施する。</p> <p>6 従業員等は、保安活動に関する意識向上のための啓発に努める。</p> <p>(保安訓練)</p> <p>第22条 所長は、<u>使用施設等の管理を行う者</u>に対して、第11章に定める非常の場合に<u>講ずべき措置</u>について総合的な実地訓練を毎年度1回以上実施する。</p> <p>2 所長は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者に対して、<u>第2表</u>に定める緊急作業に係る教育訓練に基づき、当該作業に係る訓練を実施する。</p> <p>3 <u>所長は、原子力事業者防災業務計画に基づく原子力防災訓練を毎年度1回以上実施する。ただし、センターの加工施設を発災元として原子力防災訓練を実施した場合はこの限りでない。</u></p>	<p>・変更の理由1 法改正等（使用規則の改正）に伴い、使用規則で用いられている用語と整合を図る。</p> <p>・変更の理由8 記載の適正化を図る（表番号を変更するとともに、項番号を繰り下げる）。</p> <p>・変更の理由2 保安教育訓練の結果を踏まえて、必要な事項を計画に反映し、継続的な改善を図ることを追加する。</p> <p>・変更の理由1 法改正等（使用規則の改正）に伴う使用規則で用いられている用語と整合を図る。</p> <p>・変更の理由8 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由3 原子力事業者防災業務計画による原子力防災訓練を定期的に変更することを追加する。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p style="text-align: center;">第5章 使用施設等の運転管理</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(使用等の計画)</p> <p>第24条 <u>管理者</u>は、核燃料物質の使用及び貯蔵並びに放射性廃棄物の保管に関し、年度ごとに使用等の計画を<u>立て</u>、環境保全技術開発部長の確認を受けて所長の承認を得る。</p> <p>2 環境保全技術開発部長は、前項の確認を行った場合は、安全管理課長に通知する。</p> <p>3 所長は、第1項の承認を行う場合は、核燃料取扱主務者の承認を受ける。</p> <p>4 <u>管理者</u>は、第1項の使用等の計画を<u>立てるに当たり</u>、次の各号に掲げる事項を明らかにする。</p> <p>(1) 使用等の期間及び使用等の場所</p> <p>(2) 使用等を行う核燃料物質又は放射性廃棄物の種類及び使用等の数量</p> <p>(3) 使用等の目的</p> <p>(4) 使用等の方法（核燃料物質の取扱い後の処置を含む。）及び通常の使用条件と異なる使用等を計画する場合は、その使用等の条件</p> <p>(5) 安全評価及び安全対策</p> <p>5 使用等の計画の内容を変更する場合は、第1項から第4項の規定を準用する。ただし、変更が軽微な場合は、この限りでない。</p> <p>(使用等の報告)</p> <p>第25条 <u>管理者</u>は、使用等の計画に基づく核燃料物質の使用等を終了した場合は、使用等の計画ごとに報告書を作成し、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主務者の承認を受けて所長の承認を得る。</p> <p>(核燃料物質の管理)</p> <p>第26条 <u>管理者</u>は、使用施設等に核燃料物質を受け入れるときは、第27条に定める臨界管理を行う。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、使用施設等において核燃料物質の受け払い等を行う場合は、<u>第4表</u>に定める年間予定使用量を超えないことを確認する。</p> <p>3 <u>管理者</u>は、核燃料物質の盗取又は所在不明が生じた場合は、速やかに環境保全技術開発部長に報告する。</p> <p>4 環境保全技術開発部長は前項の報告を受けた場合は、速やかに所長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 使用施設等の運転管理</p> <p>第23条 (変更なし)</p> <p>(使用等の計画)</p> <p>第24条 <u>施設管理課長</u>、<u>設備処理課長</u>及び<u>処理技術開発課長</u>は、核燃料物質の使用及び貯蔵並びに放射性廃棄物の保管に関して、年度ごとに使用等の計画を<u>立案</u>し、環境保全技術開発部長の確認を受けて所長の承認を得る。</p> <p>2 環境保全技術開発部長は、前項の確認を行った場合は、安全管理課長に通知する。</p> <p>3 所長は、第1項の承認を行う場合は、核燃料取扱主務者の承認を受ける。</p> <p>4 第1項の使用等の計画を<u>立案する課長</u>は、<u>当該計画において次の各号に掲げる事項を明らかにする。</u></p> <p>(1) 使用等の期間及び使用等の場所</p> <p>(2) 使用等を行う核燃料物質又は放射性廃棄物の種類及び使用等の数量</p> <p>(3) 使用等の目的</p> <p>(4) 使用等の方法（核燃料物質の取扱い後の処置を含む。）及び通常の使用条件と異なる使用等を計画する場合は、その使用等の条件</p> <p>(5) 安全評価及び安全対策</p> <p>5 使用等の計画の内容を変更する場合は、第1項から第4項の規定を準用する。ただし、変更が軽微な場合は、この限りでない。</p> <p>(使用等の報告)</p> <p>第25条 <u>施設管理課長</u>、<u>設備処理課長</u>及び<u>処理技術開発課長</u>は、使用等の計画に基づく核燃料物質の使用等を終了した場合は、使用等の計画ごとに報告書を作成し、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主務者の承認を受けて所長の承認を得る。</p> <p>(核燃料物質の管理)</p> <p>第26条 <u>施設管理課長</u>、<u>設備処理課長</u>及び<u>処理技術開発課長</u>は、使用施設等に核燃料物質を受け入れるときは、第27条に定める臨界管理を行う。</p> <p>2 <u>施設管理課長</u>、<u>設備処理課長</u>及び<u>処理技術開発課長</u>は、使用施設等において核燃料物質の受け払い等を行う場合は、<u>第3表</u>に定める年間予定使用量を超えないことを確認する。</p> <p>3 <u>施設管理課長</u>、<u>設備処理課長</u>及び<u>処理技術開発課長</u>は、核燃料物質の盗取又は所在不明が生じた場合は、速やかに環境保全技術開発部長に報告する。</p> <p>4 環境保全技術開発部長は前項の報告を受けた場合は、速やかに所長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>・変更の理由 8 記載の適正化を図る（変更する品質マネジメントシステム中で新たに管理者を定義することに伴い、使用等の計画を立案する職位名を明確にするとともに。表記の見直しを図る）。</p> <p>・変更の理由 8 記載の適正化を図る（変更する品質マネジメントシステム中で新たに管理者を定義することに伴い、使用等の報告を行う職位名を明確にする）。</p> <p>・変更の理由 8 記載の適正化を図る（変更する品質マネジメントシステム中で新たに管理者を定義することに伴い、核燃料物質の管理を行う職位名を明確にするとともに。表番号を変更する。）。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>(臨界管理)</p> <p>第27条 施設管理課長は、製錬転換施設及び濃縮工学施設における核燃料物質の使用又は貯蔵に当たっては、<u>第5表</u>に基づく核的制限値を作業場所又は設備・機器に表示するとともに第2項及び第3項の事項を確認し、いかなる場合においても臨界に達しないようにする。</p> <p>2 施設管理課長は、製錬転換施設の臨界管理が安全に行われるように<u>第5表</u>に示す設備・機器が核的制限値を満足していることを確認する。また、濃縮工学施設における核燃料物質貯蔵施設において製品シリンダ及び固体吸着剤収納ドラム缶の受入れや移動を行う場合は、<u>第5表</u>に示す核的制限値を満足していることを確認する。</p> <p>3 施設管理課長は、濃縮工学施設の運転中のカスケードの臨界管理が安全に行われるようにカスケードの臨界安全上のインタロックが設定されていること及び<u>第5表</u>に示す設備・機器が核的制限値を満足していることを確認する。</p> <p>4 施設管理課長は、第2項及び第3項の確認を行った場合は、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(過充てん防止)</p> <p>第28条 管理者は、ウランを容器に充てんする場合は、その量が<u>第6表</u>に掲げる最大充てん量以下であることを確認し、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>第29条～第31条 (略)</p>	<p>(臨界管理)</p> <p>第27条 施設管理課長は、製錬転換施設及び濃縮工学施設における核燃料物質の使用又は貯蔵に当たっては、<u>第4表</u>に基づく核的制限値を作業場所又は設備・機器に表示するとともに第2項及び第3項の事項を確認し、いかなる場合においても臨界に達しないようにする。</p> <p>2 施設管理課長は、製錬転換施設の臨界管理が安全に行われるように<u>第4表</u>に示す設備・機器が核的制限値を満足していることを確認する。また、濃縮工学施設における核燃料物質貯蔵施設において製品シリンダ及び固体吸着剤収納ドラム缶の受入れや移動を行う場合は、<u>第4表</u>に示す核的制限値を満足していることを確認する。</p> <p>3 施設管理課長は、濃縮工学施設の運転中のカスケードの臨界管理が安全に行われるようにカスケードの臨界安全上のインタロックが設定されていること及び<u>第4表</u>に示す設備・機器が核的制限値を満足していることを確認する。</p> <p>4 施設管理課長は、第2項及び第3項の確認を行った場合は、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(過充てん防止)</p> <p>第28条 施設管理課長、<u>設備処理課長及び処理技術開発課長</u>は、ウランを容器に充てんする場合は、その量が<u>第5表</u>に掲げる最大充てん量以下であることを確認し、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>第29条～第31条 (変更なし)</p>	<p>変更の理由8 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p> <p>変更の理由8 記載の適正化を図る（変更する品質マネジメントシステム中で新たに管理者を定義することに伴い、過充てん防止の確認を行う職位名を明確にするとともに、表番号を変更する）。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p style="text-align: center;">第 6 章 放射線管理</p> <p>(管理区域)</p> <p>第 3 2 条 所長は、使用施設等内で外部放射線に係る線量、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）又は空气中の放射性物質の濃度が法令に定める値を超え、又は超えるおそれのある場所を管理区域とする。</p> <p>2 前項に定める管理区域は第 2 - 1 図から第 2 - 13 図に示すとおりとし、環境保全技術開発部長が管理する。</p> <p>3 環境保全技術開発部長は、その所掌する管理区域を壁又は柵等により区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別するとともに、その場所を従業員等に周知する。</p> <p>4 環境保全技術開発部長は、管理区域内の表面密度又は空气中の放射性物質の濃度が法令に定める限度値を超えないように管理する。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、管理区域の出入口の目のつきやすい場所に管理区域内での注意事項等を掲示する。</p> <p>6 所長は、管理区域内において、核燃料物質等の使用を禁止し、除染等適切な措置を講じ、線量等が、法令に定める値を超えないことが明らかな区域については、安全管理課長の確認後、核燃料取扱主務者の同意を得て、一時的に管理区域を解除することができる。</p> <p>第 3 3 条～第 3 5 条 (略)</p> <p>(周辺監視区域)</p> <p>第 3 6 条 所長は、管理区域の周辺の区域を周辺監視区域として第 3 図に示す通り設定する。</p> <p>2 総務課長は、前項の周辺監視区域境界に、柵等を設けるか又は標識等を設けることにより、業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する。</p> <p>3 総務課長は、従業員等以外の者を周辺監視区域に立ち入らせる場合は、保安上必要な注意を与える。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 放射線管理</p> <p>(管理区域)</p> <p>第 3 2 条 所長は、使用施設等内で外部放射線に係る線量、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）又は空气中の放射性物質の濃度が法令に定める値を超え、又は超えるおそれのある場所を管理区域とする。</p> <p>2 前項に定める管理区域は第 5 - 1 図から第 5 - 13 図に示すとおりとし、環境保全技術開発部長が管理する。</p> <p>3 環境保全技術開発部長は、その所掌する管理区域を壁又は柵等により区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別するとともに、その場所を従業員等に周知する。</p> <p>4 環境保全技術開発部長は、管理区域内の表面密度又は空气中の放射性物質の濃度が法令に定める限度値を超えないように管理する。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、管理区域の出入口の目のつきやすい場所に管理区域内での注意事項等を掲示する。</p> <p>6 所長は、管理区域内において、核燃料物質等の使用を禁止し、除染等適切な措置を講じ、線量等が、法令に定める値を超えないことが明らかな区域については、安全管理課長の確認後、核燃料取扱主務者の同意を得て、一時的に管理区域を解除することができる。</p> <p>第 3 3 条～第 3 5 条 (変更なし)</p> <p>(周辺監視区域)</p> <p>第 3 6 条 所長は、管理区域の周辺の区域を周辺監視区域として第 6 図に示す通り設定する。</p> <p>2 総務課長は、前項の周辺監視区域境界に、柵等を設けるか又は標識等を設けることにより、業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する。</p> <p>3 総務課長は、従業員等以外の者を周辺監視区域に立ち入らせる場合は、保安上必要な注意を与える。</p>	<p>変更の理由 8 記載の適正化を図る（図番号を変更する）。</p> <p>変更の理由 8 記載の適正化を図る（図番号を変更する）。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>(管理上の人の区分及び放射線業務従事者の指定, 解除等)</p> <p>第37条 管理区域に立ち入る者については, 放射線防護上, 次の各号に掲げる ところにより区分する。</p> <p>(1) 放射線業務従事者: 核燃料物質等の使用, 廃棄, 運搬, 保管又はこれに 付随する業務に従事する者であつて管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(2) 一時立入者: 放射線業務従事者以外の者で一時的に管理区域に立ち入る 者をいう。</p> <p>2 環境保全技術開発部長は, 前項第1号に定める放射線業務従事者の指定及び 解除を行う。</p> <p>3 <u>管理者</u>は, 第1項第2号に定める一時立入者の指名を行う。</p> <p>4 環境保全技術開発部長は, 従業員以外の者に対し, 第2項に定める指定を行 う場合は, あらかじめ本人の被ばく歴及び電離放射線健康診断の報告を提出さ せ, その内容を確認した後に指定する。</p> <p>(管理区域の出入管理)</p> <p>第38条 環境保全技術開発部長は, 管理区域の出入りに関し, 次の各号に掲げ る措置を講じる。</p> <p>(1) 第37条により指定又は指名された者以外の者を管理区域に立ち入らせ ない。</p> <p>(2) 管理区域の出入りに際しては, 所定の出入口を使用させる。</p> <p>(3) 前号以外の出入口は, 施錠等により人がみだりに立ち入れないなどの措 置を講じる。</p> <p>(4) あらかじめ指定した作業衣及び作業靴を着用させる。</p> <p>(5) 所定の個人線量計を着用させる。</p> <p>(6) 一時立入者を管理区域に立ち入らせる場合は, 放射線業務従事者を立ち 合わせる。</p> <p>(7) 管理区域から退出する者に対し, その者の身体及び作業衣等について, 放射性物質による汚染の有無の測定を行う。</p> <p>2 環境保全技術開発部長は, 前項第7号の測定の結果, 放射性物質により第7 表に示す値を超える汚染が検出された場合は, 直ちに安全管理課長に通報す る。</p> <p>3 安全管理課長は, 前項の通報を受けた場合は, 直ちにその者に対し, 必要な 検査及び措置を行う。</p> <p>4 環境保全技術開発部長は, 安全管理課長の指示で除染を行った場合は, 核燃 料取扱主務者及び所長に報告する。</p>	<p>(管理上の人の区分及び放射線業務従事者の指定, 解除等)</p> <p>第37条 管理区域に立ち入る者については, 放射線防護上, 次の各号に掲げる ところにより区分する。</p> <p>(1) 放射線業務従事者: 核燃料物質等の使用, 廃棄, 運搬, 保管又はこれに 付随する業務に従事する者であつて管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(2) 一時立入者: 放射線業務従事者以外の者で一時的に管理区域に立ち入る 者をいう。</p> <p>2 環境保全技術開発部長は, 前項第1号に定める放射線業務従事者の指定及び 解除を行う。</p> <p>3 <u>環境保全技術開発部長</u>は, 第1項第2号に定める一時立入者の指名を行う。</p> <p>4 環境保全技術開発部長は, 従業員以外の者に対し, 第2項に定める指定を行 う場合は, あらかじめ本人の被ばく歴及び電離放射線健康診断の報告を提出さ せ, その内容を確認した後に指定する。</p> <p>(管理区域の出入管理)</p> <p>第38条 環境保全技術開発部長は, 管理区域の出入りに関し, 次の各号に掲げ る措置を講じる。</p> <p>(1) 第37条により指定又は指名された者以外の者を管理区域に立ち入らせ ない。</p> <p>(2) 管理区域の出入りに際しては, 所定の出入口を使用させる。</p> <p>(3) 前号以外の出入口は, 施錠等により人がみだりに立ち入れないなどの措 置を講じる。</p> <p>(4) あらかじめ指定した作業衣及び作業靴を着用させる。</p> <p>(5) 所定の個人線量計を着用させる。</p> <p>(6) 一時立入者を管理区域に立ち入らせる場合は, 放射線業務従事者を立ち 合わせる。</p> <p>(7) 管理区域から退出する者に対し, その者の身体及び作業衣等について, 放射性物質による汚染の有無の測定を行う。</p> <p>2 環境保全技術開発部長は, 前項第7号の測定の結果, 放射性物質により第6 表に示す値を超える汚染が検出された場合は, 直ちに安全管理課長に通報す る。</p> <p>3 安全管理課長は, 前項の通報を受けた場合は, 直ちにその者に対し, 必要な 検査及び措置を行う。</p> <p>4 環境保全技術開発部長は, 安全管理課長の指示で除染を行った場合は, 核燃 料取扱主務者及び所長に報告する。</p>	<p>変更の理由7 一時立入者の指名を行う者を環 境保全技術開発部長に変更し, 管理区域とその区域に立ち入る 者について一元的な管理に変更 する。</p> <p>変更の理由8 記載の適正化を図る(表番号を 変更する)。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>(物品の持出制限) 第39条 各課室長は、管理区域から物品を持ち出そうとする場合は、当該物品の表面密度が第7表の基準値を超えていないことについて安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>(作業に伴う放射線管理) 第40条 管理区域内で放射線被ばく又は汚染を伴う作業を行う各課室長は、作業による線量及び作業区域の放射線環境に応じた作業方法等を記載した放射線作業計画を作成し、その実施に当たっては、計画に記載した放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>2 安全管理課長は、作業計画の作成及び実施に際し、指導・助言を行う。</p>	<p>(物品の持出制限) 第39条 各課室長は、管理区域から物品を持ち出そうとする場合は、当該物品の表面密度が第6表の基準値を超えていないことについて安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>(作業に伴う放射線管理) 第40条 管理区域内で放射線被ばく又は汚染を伴う作業を行う各課室長は、作業による線量及び作業区域の放射線環境に応じた作業方法等を記載した放射線作業計画を作成し、その実施に当たっては、計画に記載した放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>2 前項の放射線作業計画を作成する課長は、その計画の作成に当たり放射線被ばくを合理的に達成可能な限り低く抑える作業方法とする。</p> <p>3 安全管理課長は、作業計画の作成及び実施に際し、指導・助言を行う。</p>	<p>・変更の理由 8 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 4 ALARAの基本精神に則り作業に伴う放射線管理を行う方針を追加する。</p> <p>・変更の理由 8 記載の適正化を図る（項番号を繰り下げる）。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>(緊急作業上の被ばく管理)</p> <p>第41条 所長は、使用施設等において核燃料物質等による災害が発生し、又は発生するおそれのあるときで、緊急やむを得ない場合、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面にて申し出た者に限る。）を次の各号に掲げる線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>(1) <u>核燃料物質の使用等に関する規則（以下「使用規則」という。）</u>第8条第1項各号に定める緊急作業に従事させる場合は、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）第7条第1項に定める線量限度とする。</p> <p>(2) 線量告示第7条第2項第1号、第2号及び第4号に示すいずれかの事象に対して緊急作業に従事させる場合は、線量告示第7条第2項に定める線量限度とする。</p> <p>2 所長は、前項の緊急作業に放射線業務従事者を従事させるに当たって、環境保全技術開発部長に緊急作業の実施を指示する。</p> <p>3 環境保全技術開発部長は、前項の緊急作業の実施に当たって、安全管理課長及び核燃料取扱主務者と協議の上、緊急作業計画書を作成し、所長の承認を得る。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>4 環境保全技術開発部長は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合、所長及び核燃料取扱主務者に速やかに報告するとともに、安全管理課長に通知する。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者の外部被ばくの低減及び内部被ばくの防止を図るため、施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じるとともに、当該放射線業務従事者に係る外部被ばく及び内部被ばくによる線量の測定を安全管理課長に依頼する。</p> <p>6 前項の測定依頼を受けた安全管理課長は、<u>第8表</u>に定めるところにより、緊急作業に係る線量の測定及び評価を行い、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>7 前項の報告を受けた環境保全技術開発部長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者の緊急作業期間における実効線量及び等価線量が第1項各号に定める線量限度を超えていないことを確認するとともに超えないよう管理する。</p> <p>8 所長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、当該作業に従事後1月以内ごとに1回及び当該作業から離れる際、医師による健康診断を受診させる。</p> <p>第42条 (略)</p>	<p>(緊急作業上の被ばく管理)</p> <p>第41条 所長は、使用施設等において核燃料物質等による災害が発生し、又は発生するおそれのあるときで、緊急やむを得ない場合、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面にて申し出た者に限る。）を次の各号に掲げる線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>(1) 使用規則第8条第1項各号に定める緊急作業に従事させる場合は、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（<u>平成27年原子力規制委員会告示第8号</u>。以下「線量告示」という。）第7条第1項に定める線量限度とする。</p> <p>(2) 線量告示第7条第2項第1号、第2号及び第4号に示すいずれかの事象に対して緊急作業に従事させる場合は、線量告示第7条第2項に定める線量限度とする。</p> <p>2 所長は、前項の緊急作業に放射線業務従事者を従事させるに当たって、環境保全技術開発部長に緊急作業の実施を指示する。</p> <p>3 環境保全技術開発部長は、前項の緊急作業の実施に当たって、安全管理課長及び核燃料取扱主務者と協議の上、緊急作業計画書を作成し、所長の承認を得る。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>4 環境保全技術開発部長は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合、所長及び核燃料取扱主務者に速やかに報告するとともに、安全管理課長に通知する。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者の外部被ばくの低減及び内部被ばくの防止を図るため、施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じるとともに、当該放射線業務従事者に係る外部被ばく及び内部被ばくによる線量の測定を安全管理課長に依頼する。</p> <p>6 前項の測定依頼を受けた安全管理課長は、<u>第7表</u>に定めるところにより、緊急作業に係る線量の測定及び評価を行い、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>7 前項の報告を受けた環境保全技術開発部長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者の緊急作業期間における実効線量及び等価線量が第1項各号に定める線量限度を超えていないことを確認するとともに超えないよう管理する。</p> <p>8 所長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、当該作業に従事後1月以内ごとに1回及び当該作業から離れる際、医師による健康診断を受診させる。</p> <p>第42条 (変更なし)</p>	<p>変更の理由8 記載の適正化を図る（表番号を変更するとともに、表記の見直しを図る）。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p style="text-align: center;">第7章 放射線測定</p> <p>(線量当量率等の測定等)</p> <p>第43条 安全管理課長は、<u>第8表</u>に掲げるところに従い、管理区域内及び周辺監視区域内において、次の各号に掲げる事項について測定を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 管理区域内の設備等の表面密度 (2) 管理区域内の空気中の放射性物質濃度 (3) 管理区域内の空間の線量当量率 (4) 周辺監視区域内の空間の線量当量率 <p>2 安全管理課長は、前項第1号から第3号までの測定結果を環境保全技術開発部長に通知する。</p> <p>3 安全管理課長は、前項の測定結果により、異常を認めめた場合は、直ちに環境保全技術開発部長、核燃料取扱主務者及び所長に報告する。</p> <p>4 環境保全技術開発部長は、前項の報告を受けた場合は、当該管理者に、その原因を調査させ、必要な措置を講じさせる。</p> <p>5 安全管理課長は前項の措置結果について確認する。</p> <p>(床・壁等の除染)</p> <p>第44条 <u>管理者</u>は、法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を、床、壁等について発生させ、又は発見した場合は、汚染の広がりを防止する等の応急措置を講じるとともに、汚染の状況等について安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、<u>前項において除染が必要となった場合は</u>、安全管理課長の指示等に基づき、汚染の除去又は汚染の広がりを防止するための措置等の放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3 <u>管理者</u>は、<u>前項の措置結果</u>について安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>4 <u>管理者</u>は、<u>第2項の措置</u>について環境保全技術開発部長に報告する。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、前項の報告を受けた場合は、核燃料取扱主務者及び所長に報告する。</p> <p>(線量の評価等)</p> <p>第45条 安全管理課長は、放射線業務従事者に係る線量を、<u>第8表</u>に掲げる項目及び頻度に従って評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認するとともに、その結果を統括者及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>2 前項の評価結果に異常が認められた放射線業務従事者が所属する課室長を統括する統括者は、安全管理課長と協議の上、原因を調査し、必要があれば適切な処置を講じる。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 放射線測定</p> <p>(線量当量率等の測定等)</p> <p>第43条 安全管理課長は、<u>第7表</u>に掲げるところに従い、管理区域内及び周辺監視区域内において、次の各号に掲げる事項について測定を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 管理区域内の設備等の表面密度 (2) 管理区域内の空気中の放射性物質濃度 (3) 管理区域内の空間の線量当量率 (4) 周辺監視区域内の空間の線量当量率 <p>2 安全管理課長は、前項第1号から第3号までの測定結果を環境保全技術開発部長に通知する。</p> <p>3 安全管理課長は、前項の測定結果により、異常を認めめた場合は、直ちに環境保全技術開発部長、核燃料取扱主務者及び所長に報告する。</p> <p>4 環境保全技術開発部長は、前項の報告を受けた場合は、当該管理者に、その原因を調査させ、必要な措置を講じさせる。</p> <p>5 安全管理課長は前項の措置結果について確認する。</p> <p>(床・壁等の除染)</p> <p>第44条 <u>施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長</u>は、法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を、床、壁等について発生させ、又は発見した場合は、汚染の広がりを防止する等の応急措置を講じるとともに、汚染の状況等について安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>2 <u>前項の確認を受けた課長</u>は、安全管理課長の指示等に基づき、汚染の除去又は汚染の広がりを防止するための措置等の放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3 <u>前項の措置を行った課長</u>は、<u>その結果</u>について安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>4 <u>第2項の措置を行った課長</u>は、<u>その状況</u>について環境保全技術開発部長に報告する。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、前項の報告を受けた場合は、核燃料取扱主務者及び所長に報告する。</p> <p>(線量の評価等)</p> <p>第45条 安全管理課長は、放射線業務従事者に係る線量を、<u>第7表</u>に掲げる項目及び頻度に従って評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認するとともに、その結果を統括者及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>2 前項の評価結果に異常が認められた放射線業務従事者が所属する課室長を統括する統括者は、安全管理課長と協議の上、原因を調査し、必要があれば適切な処置を講じる。</p>	<p>変更の理由8 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p> <p>変更の理由8 記載の適正化を図る（変更する品質マネジメントシステム中で新たに管理者を定義することに伴い、予期しない汚染を発生させ、又は発見した場合に措置を講じる職位名を明確にするとともに。表記の見直しを図る）。</p> <p>変更の理由8 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	変更の理由
<p>(放射線測定器等の管理)</p> <p>第46条 安全管理課長は、<u>第9表に掲げる放射線測定器等(サーベイメータ、手・足・衣服モニタ及び放射線管理設備を除く。)</u>を年1回以上点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 安全管理課長は、<u>第9表に掲げる放射線測定器等が故障等により、使用不可能となった場合は、修理又は代替品と交換する。</u></p> <p>3 安全管理課長は、<u>第9表に掲げる排気用ダストモニタ及び排気用HFモニタについて代替品と交換した場合は、環境保全技術開発部長に通知する。</u></p> <p>(防護具の整備等)</p> <p>第47条 <u>管理者及び安全管理課長は、管理区域内作業に使用する防護具について、年1回以上点検し、使用可能な状態に整備しておく。</u></p> <p>2 <u>管理者及び安全管理課長は、前項の点検の結果を当該統括者に報告する。</u></p>	<p>(放射線測定器等の管理)</p> <p>第46条 安全管理課長は、<u>第8表に掲げる放射線測定器等を第48条の4に定める施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に基づいて管理し、その機能が正常であることを確認する。</u></p> <p>2 安全管理課長は、<u>第8表に掲げる放射線測定器等が故障等により、使用不可能となった場合は、修理又は代替品と交換する。</u></p> <p>3 安全管理課長は、<u>第8表に掲げる排気用ダストモニタ及び排気用HFモニタについて代替品と交換した場合は、環境保全技術開発部長に通知する。</u></p> <p>(防護具の整備等)</p> <p>第47条 <u>施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、管理区域内作業に使用する防護具について、年1回以上点検し、使用可能な状態に整備しておく。</u></p> <p>2 <u>前項の点検を行った課長は、その結果を当該統括者に報告する。</u></p>	<p>・変更の理由1 法改正等(検査制度の見直し)に伴い、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより管理するよう変更する。</p> <p>・変更の理由8 記載の適正化を図る(表番号を変更する)。</p> <p>・変更の理由8 記載の適正化を図る(変更する品質マネジメントシステム中で新たに管理者を定義することに伴い、防護具の整備等を行う職位名を明確にするとともに、表記の見直しを図る)。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p style="text-align: center;">第 8 章 保守管理</p> <p><u>(巡視及び点検)</u> 第 4 8 条 施設管理課長及び安全管理課長は、第 1 0 表に示す設備のうち、所掌する設備等について定期的に巡視・点検を行う。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 保守管理</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(施設管理方針及び施設管理目標の策定)</u> 第 4 8 条 所長は、使用施設等が法律第 5 2 条第 1 項又は第 5 5 条第 1 項の許可を受けたところによるものであり、かつ、使用施設等の技術基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 1 1 号。以下「使用技術基準規則」という。）に定める技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、第 1 条の 2 第 2 項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定する。</p> <p><u>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</u> 第 4 8 条の 2 施設管理課長、設備処理課長及び安全管理課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち、重要度の高い設備・機器について、定量的な目標を策定する。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。 2 施設管理課長、設備処理課長及び安全管理課長は、前項の定量的な目標について、核燃料取扱主務者の同意及び当該統括者の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</p>	<p>・変更の理由 8 記載の適正化を図る（変更後の第 48 条の 7 に移動）。</p> <p>・変更の理由 1 法改正等（検査制度の見直し）に伴い、施設管理方針及び施設管理目標の策定に関する事項を追加する。</p> <p>・変更の理由 1 法改正等（検査制度の見直し）に伴い、の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定に関する事項を追加する。</p>

変更前	変更後	変更の理由
(新規)	<p><u>(施設管理実施計画等の策定)</u></p> <p><u>第48条の3 施設管理課長、設備処理課長及び安全管理課長は、所掌する設備・機器について、第48条の施設管理目標及び前条の施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標を達成するため、次の各号に掲げる施設管理実施計画を策定する。</u></p> <p><u>(1) 施設管理実施計画の始期及び時期に関すること。</u></p> <p><u>(2) 使用施設等の設計及び工事に関すること。</u></p> <p><u>(3) 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</u></p> <p><u>(4) 使用施設等の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</u></p> <p><u>(5) 使用施設等の工事、点検、検査等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p><u>(6) 使用施設等の設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p><u>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</u></p> <p><u>(8) 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p><u>2 施設管理課長、設備処理課長及び安全管理課長は、前項の施設管理実施計画に定める事項のうち、「使用施設等の工事の方法及び時期に関する事項」及び「使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項」について、設備・機器単位で整理した表（以下「設備保全整理表」という。）を策定する。</u></p> <p><u>3 施設管理課長、設備処理課長及び安全管理課長は、第一項の施設管理実施計画に定める事項のうち、使用施設等の検査の方法に関する事項について、使用技術基準規則の条項単位で整理した表（以下「検査要否整理表」という。）を策定する。</u></p> <p><u>4 施設管理課長、設備処理課長及び安全管理課長は、前三項の施設管理実施計画及び設備保全整理表について、核燃料取扱主務者の同意及び当該統括者の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p><u>5 施設管理課長、設備処理課長及び安全管理課長は、使用施設等の操作を相当期間行わない場合その他使用施設等がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該使用施設等の状態に応じて、使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」及び「特別な設備保全整理表及び検査要否整理表」を定める。</u></p>	<p>・変更の理由 1 法改正等(検査制度の見直し)に伴い、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表の策定に関する事項を追加する。</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	変更の理由
(新規)	<p><u>(保全活動の実施)</u> 第48条の4 施設管理課長，設備処理課長及び安全管理課長は，所掌する設備・機器について，施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより，保全活動を行う。</p>	<p>・変更の理由1 法改正等(検査制度の見直し)に伴い，施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に基づく保全活動の実施に関する事項を追加する。</p>
(新規)	<p><u>(保全活動の有効性評価及び改善)</u> 第48条の5 施設管理課長，設備処理課長及び安全管理課長は，所掌する設備・機器について，保全活動(工事，巡視，点検及び検査に関する事項に限る。)の有効性評価を施設管理に関する定期的な検査の都度及び必要に応じて行い，必要と認める場合には改善を行う。</p>	<p>・変更の理由1 法改正等(検査制度の見直し)に伴い，施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に基づく保全活動の有効性評価及び改善に関する事項を追加する。</p>
(新規)	<p><u>(巡視)</u> 第48条の6 施設管理課長及び安全管理課長は，第9表に示す設備等のうち，所掌する設備・機器について定期的に巡視を行う。</p>	<p>・変更の理由8 記載の適正化を図る(変更前の第48条から移動)。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p><u>(施設の定期的な自主検査)</u> 第49条 施設管理課長及び設備処理課長は、使用施設等及び設備等の定期的な自主検査を第11表に掲げるところに従い、年1回以上行う。 2 安全管理課長は、定期的な自主検査として第9表に掲げる放射線測定器等のうちサーベイメータ、手・足・衣服モニタ及び放射線管理設備の校正を年1回以上行う。 3 施設管理課長及び設備処理課長は第1項の結果について、安全管理課長は第2項の結果について、環境保全技術開発部長及び所長に報告するとともに核燃料取扱主務者に通知する。</p>	<p>(削る)</p>	<p>・変更の理由1 法改正等(検査制度の見直し)に伴い、施設の定期的な自主検査に関する事項を削る。</p>
<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>(施設管理に関する定期的な検査の計画)</u> 第49条 独立検査委員会は、施設管理に関する定期的な検査を実施するに当たり、次の各号に掲げる事項を明らかにした実施計画を策定する。 (1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 (2) 検査の項目及び実施体制 (3) 予定期間 (4) 定量的な施設管理目標（第48条の2で定める重要度の高い設備・機器に限る。） 2 独立検査委員会は、前項の実施計画の策定に当たっては、被検査課長及び被検査課長を統括する統括者の確認並びに核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、前項第3号の予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p>	<p>・変更の理由1 法改正等(検査制度の見直し)に伴い、施設管理に関する定期的な検査の計画に関する事項を追加する。 ・変更の理由8 記載の適正化を図る(表番号を変更する)。</p>
<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>(施設管理に関する定期的な検査の要領)</u> 第49条の2 独立検査委員会は、施設管理に関する定期的な検査を実施するまでに、次の各号に掲げる事項を明らかにした実施要領を策定する。 (1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 (2) 検査の項目及び検査場所 (3) 検査前条件 (4) 検査の確認方法及び検査手順 (5) 検査の判定基準 2 独立検査委員会は、前項の実施要領の策定に当たっては、被検査課長及び被検査課長を統括する統括者の確認並びに核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</p>	<p>・変更の理由1 法改正等(検査制度の見直し)に伴い、施設管理に関する定期的な検査の要領に関する事項を追加する。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>(新規)</p> <p>(<u>保守及び改造の実施</u>)</p> <p>第50条 <u>管理者及び安全管理課長</u>は、<u>保守及び改造作業</u>を実施するに当たっては、必要に応じて関係課長と協議する。</p> <p>2 <u>管理者及び安全管理課長</u>は、前項の<u>保守及び改造作業</u>のうち保安上重要と判断する作業を実施する場合は、<u>環境保全技術開発部長</u>及び核燃料取扱主務者の同意を得て、所長の承認を得る。</p> <p>3 <u>管理者及び安全管理課長</u>は、第1項において<u>保守及び改造作業内容</u>が核燃料物質の使用の許可申請事項等の変更に関わる場合には、核燃料物質の使用の変更の許可申請等の<u>手続</u>を行う。</p> <p>(<u>保守及び改造作業実施後の措置</u>)</p> <p>第51条 <u>管理者及び安全管理課長</u>は、<u>保守及び改造作業</u>が終了した場合は、当該施設の点検又は性能試験を行い、正常に機能することを確認し、関係課長に通知する。</p> <p>2 <u>管理者及び安全管理課長</u>は、前条第2項で所長の承認を得た<u>保守及び改造作業の結果</u>を<u>環境保全技術開発部長</u>、核燃料取扱主務者及び所長に報告する。</p>	<p>(<u>施設管理に関する定期的な検査の実施及び報告等</u>)</p> <p><u>第49条の3</u> <u>独立検査委員会</u>は、<u>第49条の実施計画及び前条の実施要領に基づき、検査を行う。</u></p> <p>2 <u>独立検査委員会</u>は、前項の検査が終了したときは、その結果について核燃料取扱主務者の確認を受け、被検査課長に通知する。</p> <p>3 前項の通知を受けた被検査課長は、検査の結果について、被検査課長を統括する統括者及び所長に報告する。</p> <p>(<u>保守及び改造の実施</u>)</p> <p>第50条 <u>施設管理課長</u>、<u>設備処理課長</u>、<u>処理技術開発課長</u>及び<u>安全管理課長</u>は、<u>保守及び改造作業</u>を実施するに当たっては、必要に応じて関係課長と協議する。</p> <p>2 前項の<u>保守及び改造作業</u>を行う課長は、前項の<u>保守及び改造作業</u>のうち保安上重要と判断する作業を実施する場合は、当該課長を統括する統括者及び核燃料取扱主務者の同意を得て、所長の承認を得る。</p> <p>3 第1項の<u>保守及び改造作業</u>を行う課長は、第1項において<u>保守及び改造作業内容</u>が核燃料物質の使用の許可申請事項の変更に関わる場合には、核燃料物質の使用の変更の許可申請の手続を行う。</p> <p>(<u>保守及び改造作業実施後の措置</u>)</p> <p>第51条 <u>前条第1項の保守及び改造作業を行った課長</u>は、<u>保守及び改造作業</u>が終了した場合は、当該施設の点検又は性能試験を行い、正常に機能することを確認し、関係課長に通知する。</p> <p>2 <u>前条第1項の保守及び改造作業を行った課長</u>は、前条第2項で所長の承認を得た<u>保守及び改造作業の結果</u>について、当該課長を統括する統括者、核燃料取扱主務者及び所長に報告する。</p>	<p>・変更の理由1 法改正等(検査制度の見直し)に伴い、施設管理に関する定期的な検査の実施及び報告等に関する事項を追加する。</p> <p>・変更の理由8 記載の適正化を図る(変更する品質マネジメントシステム中で新たに管理者を定義することに伴い、保守及び改造の実施を行う職位名等を明確にするとともに。表記の見直しを図る)。</p> <p>・変更の理由8 記載の適正化を図る(変更する品質マネジメントシステム中で新たに管理者を定義することに伴い、保守及び改造の実施を行う職位名等を明確にするとともに。表記の見直しを図る)。</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	変更の理由
(新規)	<p><u>(使用前検査の計画)</u> 第51条の2 独立検査委員会は、使用前検査（溶接検査を含む。）を実施するに当たり、次の各号に掲げる事項を明らかにした実施計画を策定する。 (1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 (2) 保守及び改造の内容 (3) 予定期間 2 独立検査委員会は、前項の実施計画の策定に当たっては、被検査課長及び被検査課長を統括する統括者の確認並びに核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、前項第3号の予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p>	<p>・変更の理由 1 法改正等(検査制度の見直し)に伴い、使用前検査の計画に関する事項を追加する。</p>
(新規)	<p><u>(使用前検査の要領)</u> 第51条の3 独立検査委員会は、使用前検査（溶接検査を含む。）を実施するまでに、次の各号に掲げる事項を明らかにした実施要領を策定する。 (1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 (2) 検査の項目及び検査場所 (3) 検査前条件 (4) 検査の確認方法及び検査手順 (5) 検査の判定基準 2 独立検査委員会は、前項の実施要領の策定に当たっては、被検査課長及び被検査課長を統括する統括者の確認並びに核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</p>	<p>・変更の理由 1 法改正等(検査制度の見直し)に伴い、使用前検査の要領に関する事項を追加する。</p>
(新規)	<p><u>(使用前検査の実施及び報告等)</u> 第51条の4 独立検査委員会は、第51条の2の実施計画及び前条の実施要領に基づき、検査を行う。 2 独立検査委員会は、前項の検査が終了したときは、その結果について核燃料取扱主務者の確認を受け、被検査課長に通知する。 3 前項の通知を受けた被検査課長は、検査の結果について、被検査課長を統括する統括者及び所長に報告する。</p>	<p>・変更の理由 1 法改正等(検査制度の見直し)に伴い、使用前検査の実施及び報告等に関する事項を追加する。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p style="text-align: center;">第9章 核燃料物質等の管理</p> <p>(センター外からの搬入)</p> <p>第52条 施設管理課長及び処理技術開発課長は、センター外から管理区域へ核燃料物質等を搬入する場合は、あらかじめ搬入計画を作成し、環境保全技術開発部長の許可、核燃料取扱主務者の同意、所長の承認を得る。</p> <p>2 施設管理課長及び処理技術開発課長は、核燃料物質等の搬入に当たって、運搬物の状態に異常がないことを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等の搬入に当たって、線量当量率の最大値及び表面密度が第12表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 施設管理課長及び処理技術開発課長は、第2項及び第3項で異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主務者に報告し、環境保全技術開発部長の指示に従う。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、第2項及び第3項の結果に基づいて正常と認めた場合は核燃料物質等の搬入を許可する。</p> <p>(周辺監視区域内の運搬)</p> <p>第53条 管理者は、核燃料物質等(分析試料を除く。)を周辺監視区域内(施設敷地内を除く。)(以下「周辺監視区域内」という。)で運搬(周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出は除く。)する場合は、あらかじめ運搬計画を作成し、環境保全技術開発部長の許可、核燃料取扱主務者の同意、所長の承認を得る。</p> <p>2 管理者は、核燃料物質等(分析試料を除く。)を周辺監視区域内で運搬するに当たって、使用規則第2条の11の7に規定されている措置を講じるとともに運搬物の状態に異常がないことを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等(分析試料を除く。)を周辺監視区域内で運搬するに当たって、線量当量率及び表面密度が第12表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 管理者は、第2項及び第3項で異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主務者に報告し、環境保全技術開発部長の指示に従う。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、第2項及び第3項の結果に基づいて正常と認めた場合は核燃料物質等(分析試料を除く。)の周辺監視区域内での運搬を許可する。</p> <p>6 管理者及び安全管理課長は、分析試料を周辺監視区域内で運搬する場合は第2項及び第3項に定める措置等を実施した上で運搬する。</p>	<p style="text-align: center;">第9章 核燃料物質等の管理</p> <p>(センター外からの搬入)</p> <p>第52条 施設管理課長及び処理技術開発課長は、センター外から管理区域へ核燃料物質等を搬入する場合は、あらかじめ搬入計画を作成し、環境保全技術開発部長の許可、核燃料取扱主務者の同意、所長の承認を得る。</p> <p>2 施設管理課長及び処理技術開発課長は、核燃料物質等の搬入に当たって、運搬物の状態に異常がないことを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等の搬入に当たって、線量当量率の最大値及び表面密度が第10表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 施設管理課長及び処理技術開発課長は、第2項及び第3項で異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主務者に報告し、環境保全技術開発部長の指示に従う。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、第2項及び第3項の結果に基づいて正常と認めた場合は核燃料物質等の搬入を許可する。</p> <p>(周辺監視区域内の運搬)</p> <p>第53条 施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長は、核燃料物質等(分析試料を除く。)を周辺監視区域内(施設敷地内を除く。)(以下「周辺監視区域内」という。)で運搬(周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出は除く。)する場合は、あらかじめ運搬計画を作成し、環境保全技術開発部長の許可、核燃料取扱主務者の同意、所長の承認を得る。</p> <p>2 前項の運搬計画を作成した課長は、核燃料物質等(分析試料を除く。)を周辺監視区域内で運搬するに当たって、使用規則第2条の11の10に規定されている措置を講じるとともに運搬物の状態に異常がないことを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等(分析試料を除く。)を周辺監視区域内で運搬するに当たって、線量当量率及び表面密度が第10表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 第1項の運搬計画を作成した課長は、第2項及び第3項で異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主務者に報告し、環境保全技術開発部長の指示に従う。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、第2項及び第3項の結果に基づいて正常と認めた場合は核燃料物質等(分析試料を除く。)の周辺監視区域内での運搬を許可する。</p> <p>6 施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、分析試料を周辺監視区域内で運搬する場合は第2項及び第3項に定める措置等を実施した上で運搬する。</p>	<p>・変更の理由8 記載の適正化を図る(表番号を変更する)。</p> <p>・変更の理由8 記載の適正化を図る(変更する品質マネジメントシステム中で新たに管理者を定義することに伴い、周辺監視区域内の運搬を行う職位名を明確にするとともに、表番号を変更する。また、表記の見直しを図る)。</p> <p>・変更の理由1 法改正等(使用規則の改正)に伴い、使用規則の条番号と整合を図る。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>(施設敷地内における運搬)</p> <p>第54条 管理者は、施設敷地内において核燃料物質等を運搬する場合は、あらかじめ核燃料取扱主務者の同意を得るとともに線量当量率及び表面密度が第12表に定める基準値を超えていないことについて安全管理課長の確認を受ける。ただし、分析試料については核燃料取扱主務者の同意を不要とする。</p> <p>(センター外への運搬)</p> <p>第55条 施設管理課長及び処理技術開発課長は、核燃料物質等をセンター外へ運搬する場合は、あらかじめ搬出計画を作成し、環境保全技術開発部長の許可、核燃料取扱主務者の同意及び所長の承認を得る。</p> <p>2 施設管理課長及び処理技術開発課長は核燃料物質等をセンター外へ運搬する場合、「核燃料物質等の工場又は事業所外における運搬に関する規則」に規定されている措置を講ずるとともに、運搬物の状態に異常がないことを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等の搬出に当たって、線量当量率の最大値及び表面密度が第12表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 施設管理課長及び処理技術開発課長は、第2項及び第3項で異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主務者に報告し、環境保全技術開発部長の指示に従う。</p> <p>5 施設管理課長及び処理技術開発課長は、第2項及び第3項の結果に基づいて核燃料物質等を搬出する場合には、環境保全技術開発部長の同意を得て、所長の許可を得る。</p>	<p>(施設敷地内における運搬)</p> <p>第54条 施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長は、施設敷地内において核燃料物質等を運搬する場合は、あらかじめ核燃料取扱主務者の同意を得るとともに線量当量率及び表面密度が第10表に定める基準値を超えていないことについて安全管理課長の確認を受ける。ただし、分析試料については核燃料取扱主務者の同意を不要とする。</p> <p>(センター外への運搬)</p> <p>第55条 施設管理課長及び処理技術開発課長は、核燃料物質等をセンター外へ運搬する場合は、あらかじめ搬出計画を作成し、環境保全技術開発部長の許可、核燃料取扱主務者の同意及び所長の承認を得る。</p> <p>2 施設管理課長及び処理技術開発課長は核燃料物質等をセンター外へ運搬する場合、核燃料物質等の工場又は事業所外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第57号)に規定されている措置を講ずるとともに、運搬物の状態に異常がないことを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、核燃料物質等の搬出に当たって、線量当量率の最大値及び表面密度が第10表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 施設管理課長及び処理技術開発課長は、第2項及び第3項で異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主務者に報告し、環境保全技術開発部長の指示に従う。</p> <p>5 施設管理課長及び処理技術開発課長は、第2項及び第3項の結果に基づいて核燃料物質等を搬出する場合には、環境保全技術開発部長の同意を得て、所長の許可を得る。</p>	<p>変更の理由8 記載の適正化を図る(変更する品質マネジメントシステム中で新たに管理者を定義することに伴い、施設敷地内の運搬を行う職位名を明確にするとともに、表番号を変更する)。</p> <p>変更の理由8 記載の適正化を図る(表番号を変更するとともに、表記の見直しを図る)。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>(管理区域内における保管・管理)</p> <p>第56条 管理者及び安全管理課長は、管理区域内において核燃料物質によって汚染された物のうち、次の各号に掲げる物品は、あらかじめ施設を管理する課長が指定する場所において管理する。</p> <p>(1) 再使用品 (2) 分析試料 (3) 放射能濃度確認対象物（第63条の2第3項第3号に掲げるものは除く。） (4) 使用を終了し維持管理中の設備・機器 (5) 解体撤去しドラム缶等に収納した機器類</p> <p>2 管理者及び安全管理課長は、前項の核燃料物質によって汚染された物を保管する場合、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 物品名、担当課長名等の表示 (2) 汚染の広がりを防止するための措置 (3) 防火に必要な措置（汚染の広がりを防止するための措置に不燃性材料を用いていない場合に限る。） (4) 安全避難通路の確保 (5) 保管状態の定期的な確認 (6) その他保安上必要な措置</p> <p>3 管理者は、第1項第5号の解体撤去しドラム缶等に収納した機器類の保管において複数段積する場合、転倒落下防止対策を講じる。</p> <p>(核燃料物質の取扱い)</p> <p>第57条 理事長は、核燃料物質の安全な使用及び貯蔵に関する基本的な要求事項として、核燃料物質の取扱いに関する管理基準を定める。</p> <p>2 所長は、前項の管理基準に基づいてセンターにおける核燃料物質の取扱いに関する管理の方法を策定する。</p> <p>3 管理者は、前項で策定した管理の方法に基づいて核燃料物質の取扱いを行う。</p>	<p>(管理区域内における保管・管理)</p> <p>第56条 施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、管理区域内において核燃料物質によって汚染された物のうち、次の各号に掲げる物品は、あらかじめ施設を管理する課長が指定する場所において管理する。</p> <p>(1) 再使用品 (2) 分析試料 (3) 放射能濃度確認対象物（第63条の2第3項第3号に掲げるものは除く。） (4) 使用を終了し維持管理中の設備・機器 (5) 解体撤去しドラム缶等に収納した機器類</p> <p>2 前項の核燃料物質によって汚染された物を保管する課長は、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 物品名、担当課長名等の表示 (2) 汚染の広がりを防止するための措置 (3) 防火に必要な措置（汚染の広がりを防止するための措置に不燃性材料を用いていない場合に限る。） (4) 安全避難通路の確保 (5) 保管状態の定期的な確認 (6) その他保安上必要な措置</p> <p>3 第1項第5号の解体撤去しドラム缶等に収納した機器類を保管する課長は、当該ドラム缶等を複数段積する場合、転倒落下防止対策を講じる。</p> <p>(核燃料物質の取扱い)</p> <p>第57条 理事長は、核燃料物質の安全な使用及び貯蔵に関する基本的な要求事項として、核燃料物質の取扱いに関する管理基準を定める。</p> <p>2 所長は、前項の管理基準に基づいてセンターにおける核燃料物質の取扱いに関する管理の方法を策定する。</p> <p>3 施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長は、前項で策定した管理の方法に基づいて核燃料物質の取扱いを行う。</p>	<p>変更の理由8 記載の適正化を図る（変更する品質マネジメントシステム中で新たに管理者を定義することに伴い、管理区域内において核燃料物質によって汚染された物の保管・管理を行う職位名を明確にするとともに、表記の見直しを図る）。</p> <p>変更の理由8 記載の適正化を図る（変更する品質マネジメントシステム中で新たに管理者を定義することに伴い、核燃料物質の取扱いを行う職位名を明確にする）。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>(貯蔵上の遵守事項)</p> <p>第57条の2 施設管理課長は、核燃料物質を貯蔵するに当たって、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) <u>第6表</u>に示す容器に封入されていることを確認する。封入に当たっては、容器ごとに、核燃料物質の性状、使用履歴、混在している物質の有無等を記録する。</p> <p>(2) <u>第13表</u>に示す貯蔵場所に貯蔵する。</p> <p>(3) 前号の貯蔵において複数段積する場合は、転倒落下防止対策を講じる。</p> <p>(4) <u>第13表</u>に示す最大貯蔵量を超えて貯蔵しない。</p> <p>(5) 貯蔵設備の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示する。</p> <p>(6) 貯蔵施設に施錠する。</p> <p>2 施設管理課長は、核燃料物質を封入した容器について定期的に点検を行う。</p>	<p>(貯蔵上の遵守事項)</p> <p>第57条の2 施設管理課長は、核燃料物質を貯蔵するに当たって、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) <u>第5表</u>に示す容器に封入されていることを確認する。封入に当たっては、容器ごとに、核燃料物質の性状、使用履歴、混在している物質の有無等を記録する。</p> <p>(2) <u>第11表</u>に示す貯蔵場所に貯蔵する。</p> <p>(3) 前号の貯蔵において複数段積する場合は、転倒落下防止対策を講じる。</p> <p>(4) <u>第11表</u>に示す最大貯蔵量を超えて貯蔵しない。</p> <p>(5) 貯蔵設備の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示する。</p> <p>(6) 貯蔵施設に施錠する。</p> <p>2 施設管理課長は、核燃料物質を封入した容器について定期的に点検を行う。</p>	<p>変更の理由8 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p style="text-align: center;">第 10 章 放射性廃棄物等の管理</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第 5 8 条</p> <p>環境保全技術開発部長は、排気口から放出する排気中の放射性物質の濃度の 3 ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外の空気中の放射性物質の濃度限度を超えないように管理する。</p> <p><u>2</u> 環境保全技術開発部長は、管理区域で発生する気体状の放射性廃棄物（以下「放射性気体廃棄物」という。）を廃棄する場合は、排気設備により処理し、排気口から放出する排気中の放射性物質の濃度が第 1 4 表に掲げる放出管理目標値を超えないように管理する。</p> <p><u>3</u> 安全管理課長は、排気口において、排気中の放射性物質の濃度を排気モニタにより監視するとともに第 1 4 表に掲げる項目及び頻度に従って測定を行い、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主務者へ報告する。</p> <p><u>4</u> 安全管理課長は、前項の測定結果により、異常を認めた場合は、直ちに環境保全技術開発部長、核燃料取扱主務者及び所長に報告する。</p> <p>(廃棄物の仕掛品の管理)</p> <p>第 5 9 条 管理者及び安全管理課長は、核燃料物質によって汚染された物のうち、廃棄施設へ廃棄する前段階の物であって、これから廃棄しようとする物（以下「廃棄物の仕掛品」という。）について、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 所定の容器への収納（大型機器等であってこれを所定の容器に収納することが著しく困難な場合において、汚染の広がりを防止するための措置を講ずるときは、この限りでない。）</p> <p>(2) 防火に必要な措置（所定の容器に不燃性材料を用いていない場合又は汚染の広がりを防止するための措置に不燃性材料を用いていない場合に限る。）</p> <p><u>2</u> 管理者及び安全管理課長は、前項の廃棄物の仕掛品を保管する場合、第 2 - 1 図及び第 2 - 4 図に示す場所に保管した上で次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 保管場所又はその周辺への消火設備の設置</p> <p>(2) 保管状態の定期的な確認</p> <p>(3) その他保安上必要な措置</p>	<p style="text-align: center;">第 10 章 放射性廃棄物等の管理</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第 5 8 条 <u>環境保全技術開発部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるよう管理する。</u></p> <p><u>2</u> 環境保全技術開発部長は、排気口から放出する排気中の放射性物質の濃度の 3 ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外の空気中の放射性物質の濃度限度を超えないように管理する。</p> <p><u>3</u> 環境保全技術開発部長は、管理区域で発生する気体状の放射性廃棄物（以下「放射性気体廃棄物」という。）を廃棄する場合は、排気設備により処理し、排気口から放出する排気中の放射性物質の濃度が第 1 2 表に掲げる放出管理目標値を超えないように管理する。</p> <p><u>4</u> 安全管理課長は、排気口において、排気中の放射性物質の濃度を排気モニタにより監視するとともに第 1 2 表に掲げる項目及び頻度に従って測定を行い、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主務者へ報告する。</p> <p><u>5</u> 安全管理課長は、前項の測定結果により、異常を認めた場合は、直ちに環境保全技術開発部長、核燃料取扱主務者及び所長に報告する。</p> <p>(廃棄物の仕掛品の管理)</p> <p>第 5 9 条 <u>施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、核燃料物質によって汚染された物のうち、廃棄施設へ廃棄する前段階の物であって、これから廃棄しようとする物（以下「廃棄物の仕掛品」という。）について、次の各号に掲げる措置を講じる。</u></p> <p>(1) 所定の容器への収納（大型機器等であってこれを所定の容器に収納することが著しく困難な場合において、汚染の広がりを防止するための措置を講ずるときは、この限りでない。）</p> <p>(2) 防火に必要な措置（所定の容器に不燃性材料を用いていない場合又は汚染の広がりを防止するための措置に不燃性材料を用いていない場合に限る。）</p> <p><u>2</u> 前項の廃棄物の仕掛品を保管する課長は、第 5 - 1 図及び第 5 - 4 図に示す場所に保管した上で次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 保管場所又はその周辺への消火設備の設置</p> <p>(2) 保管状態の定期的な確認</p> <p>(3) その他保安上必要な措置</p>	<p>・変更の理由 4 ALARA の基本精神に則り放射性気体廃棄物の放出管理を行う方針を追加する。</p> <p>・変更の理由 8 記載の適正化を図る（項番号を繰り下げるとともに、表番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 8 記載の適正化を図る（変更する品質マネジメントシステム中で新たに管理者を定義することに伴い、廃棄物の仕掛品の管理を行う職位名を明確にするとともに、図番号を変更する。また、表記の見直しを図る）。</p>

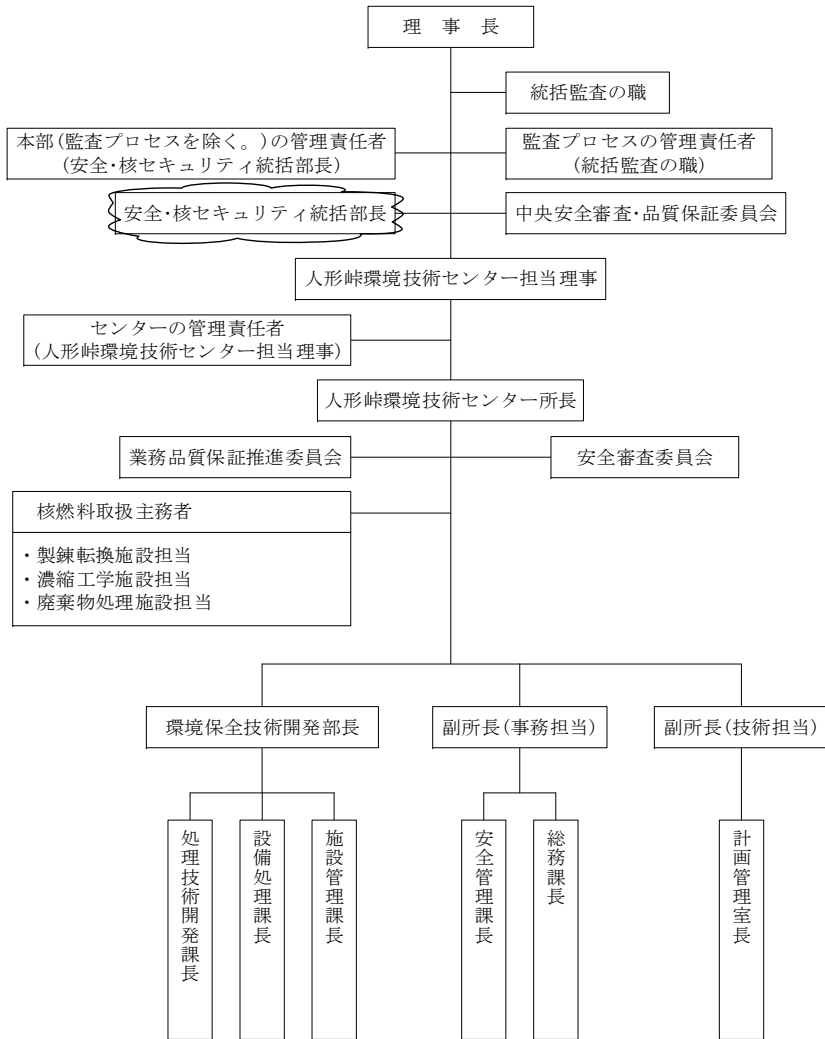
変更前	変更後	変更の理由
<p>(放射性液体廃棄物の管理) 第60条</p> <p>環境保全技術開発部長は、管理区域で発生する液体状の放射性廃棄物（以下「放射性液体廃棄物」という。）を廃棄する場合は、次の各号に掲げるところにより、処理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物は、水溶液と有機溶液とに区分して処理する。</p> <p>(2) 水溶液は、排水貯槽に貯留する。</p> <p>(3) 有機溶液は、専用の容器に封入し、又は容器に固型化する等の処理を行い、廃油貯蔵庫又は廃棄物焼却施設（可燃性廃油のみ）に所定の手続により搬出する。</p> <p>2 環境保全技術開発部長は、前項第2号の水溶液（以下「排水」という。）を施設の排水貯槽から放流水槽へ排出する場合は、排水中の放射性物質の濃度の3ヶ月平均値が法令に定める周辺監視区域外の水中の放射性物質の濃度限度を超えないよう管理する。</p> <p>3 環境保全技術開発部長は、さらに、当該施設の排水貯槽からの排水中の放射性物質の濃度が、<u>第14表</u>に掲げる放出管理目標値を超えないように管理する。</p> <p>4 安全管理課長は、前項の管理のため<u>第14表</u>に掲げる項目及び頻度に従って測定を行い、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主務者に報告するとともに、同表に掲げる放出管理目標値を超え、又は超えるおそれがある場合は、環境保全技術開発部長へ処理及び希釈等によりその値以下になるよう適切な措置を講じさせる。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、発生元施設において放射性液体廃棄物のうち、有機溶液の内容物のサンプル調査、詰替え等を行う。</p> <p>6 環境保全技術開発部長は、前項の作業に当たっては汚染の広がりを防止する等の必要な措置を講じる。</p> <p>第61条～第62条 （略）</p>	<p>(放射性液体廃棄物の管理) 第60条 <u>環境保全技術開発部長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるよう管理する。</u></p> <p>2 環境保全技術開発部長は、管理区域で発生する液体状の放射性廃棄物（以下「放射性液体廃棄物」という。）を廃棄する場合は、次の各号に掲げるところにより、処理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物は、水溶液と有機溶液とに区分して処理する。</p> <p>(2) 水溶液は、排水貯槽に貯留する。</p> <p>(3) 有機溶液は、専用の容器に封入し、又は容器に固型化する等の処理を行い、廃油貯蔵庫又は廃棄物焼却施設（可燃性廃油のみ）に所定の手続により搬出する。</p> <p>3 環境保全技術開発部長は、前項第2号の水溶液（以下「排水」という。）を施設の排水貯槽から放流水槽へ排出する場合は、排水中の放射性物質の濃度の3ヶ月平均値が法令に定める周辺監視区域外の水中の放射性物質の濃度限度を超えないよう管理する。</p> <p>4 環境保全技術開発部長は、さらに、当該施設の排水貯槽からの排水中の放射性物質の濃度が、<u>第12表</u>に掲げる放出管理目標値を超えないように管理する。</p> <p>5 安全管理課長は、前項の管理のため<u>第12表</u>に掲げる項目及び頻度に従って測定を行い、その結果を環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主務者に報告するとともに、同表に掲げる放出管理目標値を超え、又は超えるおそれがある場合は、環境保全技術開発部長へ処理及び希釈等によりその値以下になるよう適切な措置を講じさせる。</p> <p>6 環境保全技術開発部長は、発生元施設において放射性液体廃棄物のうち、有機溶液の内容物のサンプル調査、詰替え等を行う。</p> <p>7 環境保全技術開発部長は、前項の作業に当たっては汚染の広がりを防止する等の必要な措置を講じる。</p> <p>第61条～第62条 （変更なし）</p>	<p>・変更の理由 4 ALARAの基本精神に則り放射性気体廃棄物の放出管理を行う方針を追加する。</p> <p>・変更の理由 8 記載の適正化を図る（項番号を繰り下げるとともに、表番号を変更する）。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>(放射性廃棄物の運搬)</p> <p>第63条 管理者は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬する場合は、あらかじめ運搬計画を作成し、環境保全技術開発部長の許可、核燃料取扱主務者の同意、所長の承認を得る。</p> <p>2 管理者は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するに当たって、使用規則第2条の11の7に規定されている措置を講じるとともに運搬物の状態に異常がないことを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するに当たって、線量当量率及び表面密度が第12表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 管理者は、第2項及び第3項で異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主務者に報告し、環境保全技術開発部長の指示に従う。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、第2項及び第3項の結果に基づいて正常と認めた場合は放射性廃棄物の周辺監視区域内での運搬を許可する。</p> <p>6 管理者は、施設敷地内において放射性廃棄物を運搬する場合は、第1項から第5項までの規定によらず、あらかじめ核燃料取扱主務者の同意を得るとともに線量当量率及び表面密度が第12表に定める基準値を超えていないことについて安全管理課長の承認を得る。</p> <p>第63条の2 (略)</p>	<p>(放射性廃棄物の運搬)</p> <p>第63条 施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬する場合は、あらかじめ運搬計画を作成し、環境保全技術開発部長の許可、核燃料取扱主務者の同意、所長の承認を得る。</p> <p>2 前項の運搬計画を作成した課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するに当たって、使用規則第2条の11の10に規定されている措置を講じるとともに運搬物の状態に異常がないことを確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するに当たって、線量当量率及び表面密度が第10表に定める基準値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 第1項の運搬計画を作成した課長は、第2項及び第3項で異常が認められた場合は、安全管理課長と協議の上、放射線防護上必要な措置を講じ、環境保全技術開発部長及び核燃料取扱主務者に報告し、環境保全技術開発部長の指示に従う。</p> <p>5 環境保全技術開発部長は、第2項及び第3項の結果に基づいて正常と認めた場合は放射性廃棄物の周辺監視区域内での運搬を許可する。</p> <p>6 施設管理課長、設備処理課長及び処理技術開発課長は、施設敷地内において放射性廃棄物を運搬する場合は、第1項から第5項までの規定によらず、あらかじめ核燃料取扱主務者の同意を得るとともに線量当量率及び表面密度が第10表に定める基準値を超えていないことについて安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>第63条の2 (変更なし)</p>	<p>変更の理由8 記載の適正化を図る（変更する品質マネジメントシステム中で新たに管理者を定義することに伴い、放射性廃棄物の運搬を行う職位名を明確にするとともに、表番号を変更する。また、表記の見直しを図る）。</p> <p>変更の理由1 法改正等（使用規則の改正）に伴い、使用規則の条番号と整合を図る。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p style="text-align: center;">第 11 章 非常の場合に<u>採るべき措置</u></p> <p>第 6 4 条～第 6 5 条 (略)</p> <p>(非常事態の通報)</p> <p>第 6 6 条 非常事態の通報は、<u>第 4 図</u>に従う。</p> <p>2 非常事態又は非常事態に発展するおそれがある状況を発見した者は、直ちに担当課室長に通報する。</p> <p>3 担当課室長は、前項の通報を受け、その状況が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに当該統括者及び連絡責任者に通報する。連絡責任者には総務課長が当たり、総務課長がその任に当たることができない場合には所長があらかじめ指定する代理者が当たる。</p> <p>4 連絡責任者は、所長に通報するとともに通報連絡系統に従い、機構内部及び外部関係機関に連絡する。</p> <p>5 当該統括者は、第 3 項の通報を受けた場合は、核燃料取扱主務者及び関係課室長（安全管理課長を含む。）に通報する。</p> <p>(応急措置)</p> <p>第 6 7 条 <u>担当課室長</u>は、直ちに異常の状況を把握して必要な応急措置を講じる。</p> <p>2 安全管理課長は、前条第 5 項に基づき、当該統括者から通報を受けた場合には、使用施設内及び周辺監視区域内の放射能レベルを調査し、その結果を当該統括者に報告する。</p> <p>3 当該統括者は、前項の調査結果に基づく必要な放射線防護上の措置を講じるとともに、所長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>第 6 8 条～第 7 0 条 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p style="text-align: center;">第 11 章 非常の場合に<u>講ずべき処置</u></p> <p>第 6 4 条～第 6 5 条 (変更なし)</p> <p>(非常事態の通報)</p> <p>第 6 6 条 非常事態の通報は、<u>第 7 図</u>に従う。</p> <p>2 非常事態又は非常事態に発展するおそれがある状況を発見した者は、直ちに担当課室長に通報する。</p> <p>3 担当課室長は、前項の通報を受け、その状況が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに当該統括者及び連絡責任者に通報する。連絡責任者には総務課長が当たり、総務課長がその任に当たることができない場合には所長があらかじめ指定する代理者が当たる。</p> <p>4 連絡責任者は、所長に通報するとともに通報連絡系統に従い、機構内部及び外部関係機関に連絡する。</p> <p>5 当該統括者は、第 3 項の通報を受けた場合は、核燃料取扱主務者及び関係課室長（安全管理課長を含む。）に通報する。</p> <p>(応急措置)</p> <p>第 6 7 条 <u>前条第 2 項の通報を受けた課室長</u>は、直ちに異常の状況を把握して必要な応急措置（<u>避難指示等を含む。</u>）を講じる。</p> <p>2 安全管理課長は、前条第 5 項に基づき、当該統括者から通報を受けた場合には、使用施設内及び周辺監視区域内の放射能レベルを調査し、その結果を当該統括者に報告する。</p> <p>3 当該統括者は、前項の調査結果に基づく必要な放射線防護上の措置を講じるとともに、所長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>第 6 8 条～第 7 0 条 (変更なし)</p> <p><u>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置)</u></p> <p>第 7 0 条の 2 <u>原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号）に基づく事象が発生した場合は、この規定によらずセンター原子力事業者防災業務計画に基づき措置する。</u></p>	<p>・変更の理由 1 法改正等（使用規則の改正）に伴い、使用規則で用いられている用語と整合を図る。</p> <p>・変更の理由 8 記載の適正化を図る（図番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由 8 記載の適正化を図る（表記の見直しを図る）。</p> <p>・変更の理由 5 非常事態又は非常事態に発展するおそれが確認された場合に講じる必要な応急措置に避難指示も含むことを明確にする。</p> <p>・変更の理由 3 原子力災害対策特別措置法に基づく事象が発生した場合の措置を追加する。</p>

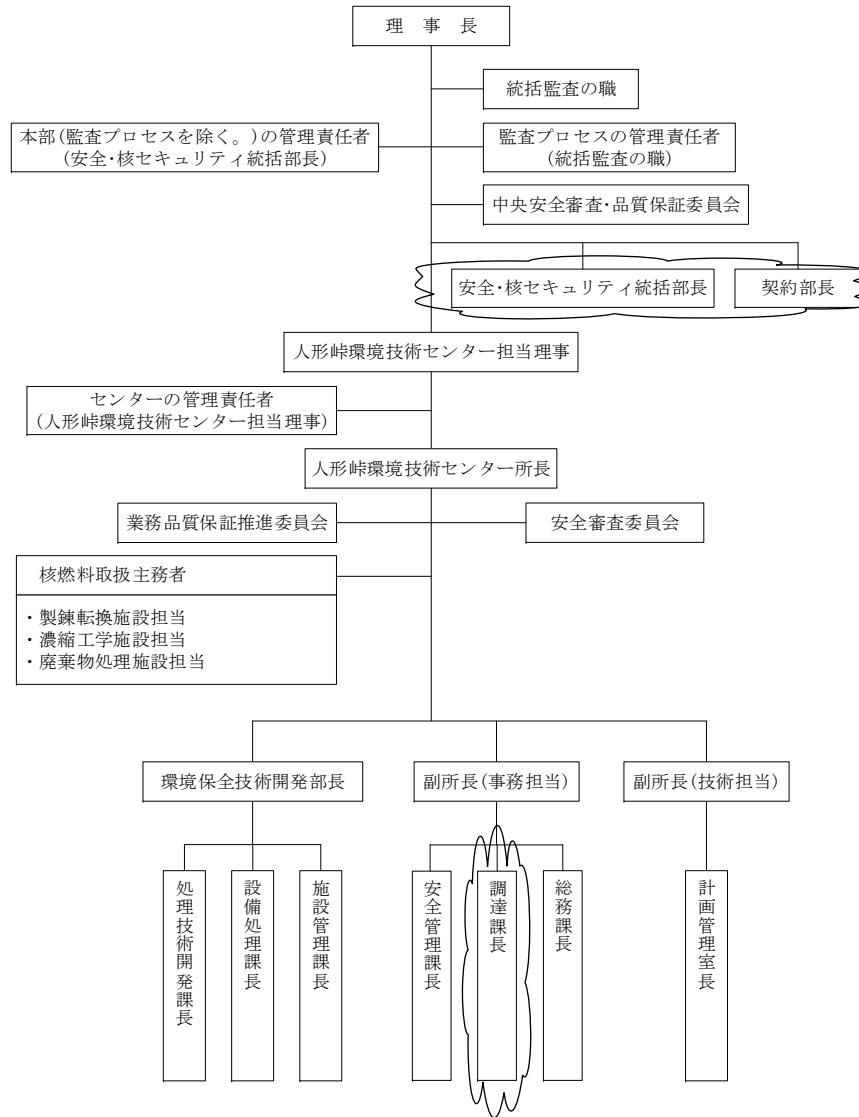
変更前	変更後	変更の理由
<p style="text-align: center;">第 12 章 記録及び報告</p> <p>(記 録) 第 7 1 条 <u>第 1 5 表</u>に掲げるところに従い、記録責任者はそれぞれの事項を記録し、同表に定める期間中、これを保存する。 2 この規定に定める保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録は、<u>第 1 9 条</u>に定める<u>文書及び記録の管理の方法</u>に基づき作成し、保存する。</p> <p>(記録の確認) 第 7 2 条 核燃料取扱主務者は、<u>第 1 5 表</u>に掲げる記録のうち、当該使用施設の保安の監督を行うために必要な記録を確認する。</p> <p>第 7 3 条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 12 章 記録及び報告</p> <p>(記 録) 第 7 1 条 <u>第 1 3 表</u>に掲げるところに従い、記録責任者はそれぞれの事項を記録し、同表に定める期間中、これを保存する。 2 この規定に定める保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録は、<u>第 1 2 条</u>の「<u>4.2.4 記録の管理</u>」に定める記録の管理の方法に基づき<u>適正</u>に作成し、保存する。</p> <p>(記録の確認) 第 7 2 条 核燃料取扱主務者は、<u>第 1 3 表</u>に掲げる記録のうち、当該使用施設の保安の監督を行うために必要な記録を確認する。</p> <p>第 7 3 条 (変更なし)</p>	<p>変更の理由 8 記載の適正化を図る（表番号を変更するとともに、表記の見直しを図る）。</p> <p>変更の理由 8 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p>

変更前



第1図 保安に関する組織

変更後



第1図 保安に関する組織

変更の理由

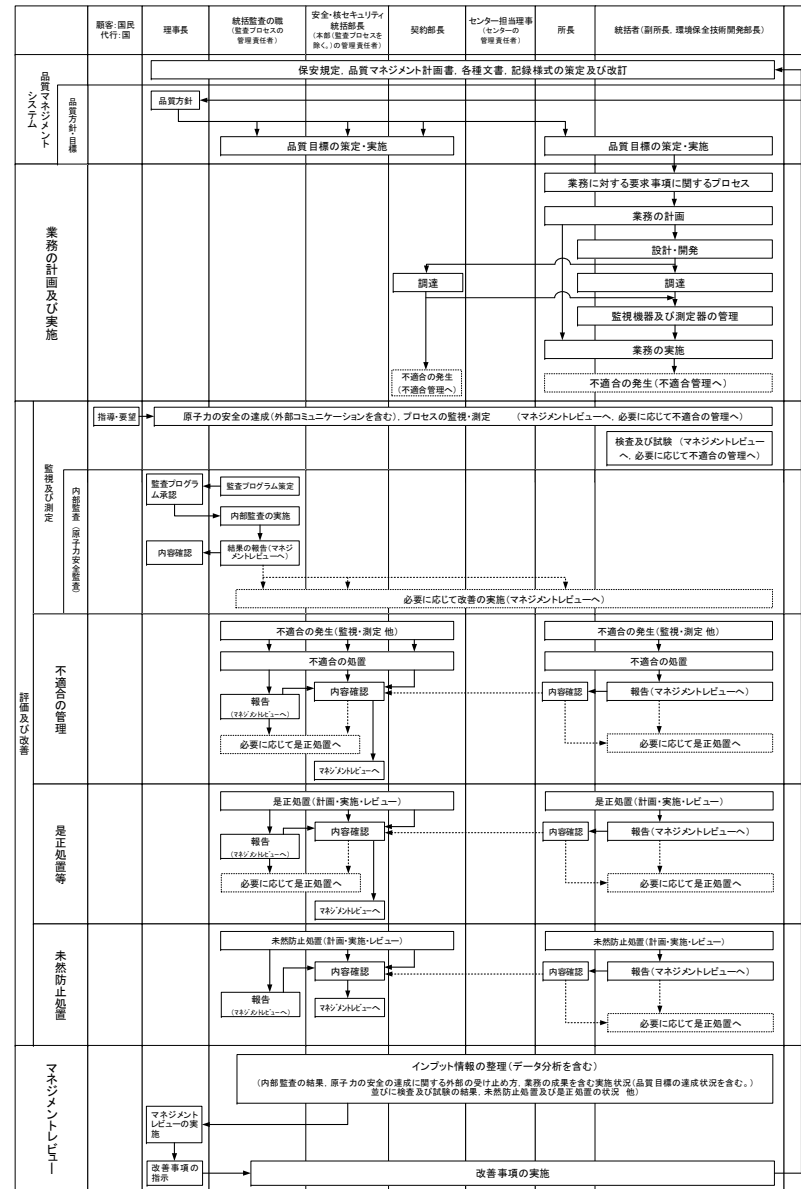
変更の理由1
法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、本部における契約業務を行う職位及びセンターにおける契約業務を行う職位を追加する。

変更前

変更後

変更の理由

(新規)



変更の理由 1
法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、品質マネジメントシステム体系図を追加する。

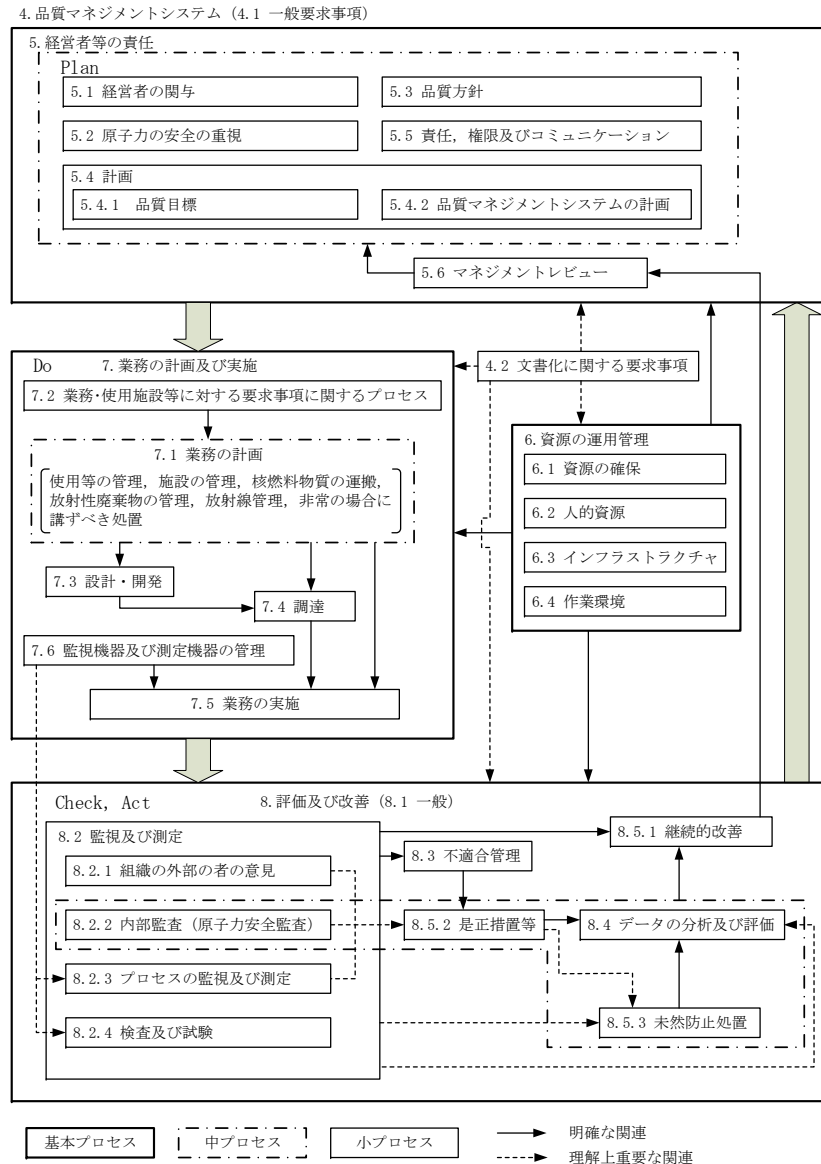
第2図 品質マネジメントシステム体系図

変更前

変更後

変更の理由

(新規)



変更の理由 1
法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、品質マネジメントシステムプロセス関連図を追加する。

第3図 品質マネジメントシステムプロセス関連図

変更前	変更後	変更の理由
<p>(新規)</p> <p>核燃料物質使用施設保安規定</p> <p>核燃料物質使用施設品質マネジメント計画書 (QS-P13)</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>5.5.3 内部コミュニケーション</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>6.2.2 力量、認識及び教育・訓練</p> <p>6.3 インフラストラクチャ</p> <p>6.4 作業環境</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>7.2.1 業務・原子炉施設等に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>7.4 調達</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>8.2.2 内部監査(原子力安全監査)</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p>	<p>本部(二次文書)</p> <p>センター(二次文書)</p> <p>核燃料物質使用施設品質マネジメント計画書 (QS-P13)</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>5.5.3 内部コミュニケーション</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>6.2.2 力量、認識及び教育・訓練</p> <p>6.3 インフラストラクチャ</p> <p>6.4 作業環境</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>7.2.1 業務・原子炉施設等に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>7.4 調達</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>8.2.2 内部監査(原子力安全監査)</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>文書及び記録管理要領(QS-A01)</p> <p>安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領(QS-A09)</p> <p>品質目標の設定管理要領(QS-A11)</p> <p>中央安全審査・品質保証委員会の運営について(QS-A04)</p> <p>マネジメントレビュー実施要領(QS-P02)</p> <p>教育訓練管理要領(QS-A07)</p> <p>業務の計画及び実施管理要領(QS-A12)</p> <p>調達先の評価・選定管理要領(QS-G01)</p> <p>原子力安全監査実施要領(QS-P03)</p> <p>不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領(QS-A03)</p> <p>施設・設備のグレード分け管理要領書(GMP-400)</p> <p>文書・記録管理要領書(GMP-410)</p> <p>安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守に係る活動規則(21号(規則)第3号)</p> <p>目的・目標管理要領書(GMP-500)</p> <p>業務類監査管理規則(17号(規則)第22号)</p> <p>安全審査委員会規則(17号(規則)第9号)</p> <p>業務品質保証推進委員会規則(17号(規則)第11号)</p> <p>業務品質保証推進委員会分科会運営規則(17号(規則)第14号)</p> <p>不適合管理検討分科会運営規則(28号(規則)第5号)</p> <p>情報入手及び伝達要領書(GMP-530)</p> <p>教育・訓練要領書(GMP-600)</p> <p>核燃料取扱施設運転管理要領書(GMP-720)</p> <p>放射線測定器管理要領書(GMP-755)</p> <p>防護具の管理・取扱い要領書(GMP-756)</p> <p>核燃料取扱施設保守管理要領書(GMP-760)</p> <p>核燃料施設区域管理要領書(GMP-751)</p> <p>放射線測定管理要領書(GMP-754)</p> <p>核燃料取扱施設運転管理要領書(GMP-720)</p> <p>放射性物質等管理要領書(GMP-730)</p> <p>放射性廃棄物管理要領書(GMP-740)</p> <p>放射線濃度確認対象物の管理要領書(GMP-742)</p> <p>核燃料施設区域管理要領書(GMP-751)</p> <p>個人被ばく管理要領書(GMP-752)</p> <p>放射線作業管理要領書(GMP-753)</p> <p>放射線測定管理要領書(GMP-754)</p> <p>放射線測定器管理要領書(GMP-755)</p> <p>防護具の管理・取扱い要領書(GMP-756)</p> <p>核燃料取扱施設保守管理要領書(GMP-760)</p> <p>事故対策規則(GMP-790)</p> <p>防火管理規則(GMP-791)</p> <p>法令等登録・参照要領書(GMP-520)</p> <p>情報入手及び伝達要領書(GMP-530)</p> <p>設計管理要領書(GMP-700)</p> <p>調達管理要領書(GMP-710)</p> <p>(7.1 業務の計画)と同様</p> <p>監視機器及び測定機器管理要領書(GMP-770)</p> <p>放射線測定器管理要領書(GMP-755)</p> <p>保安活動目標設定評価要領書(GMP-840)</p> <p>独立検査委員会規則</p> <p>独立検査実施要領書(GMP-830)</p> <p>不適合並びに是正及び未然防止処置要領書(GMP-810)</p>	<p>変更の理由 1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、品質マネジメントシステム文書体系を追加する。</p>

第4図 品質マネジメントシステム文書体系

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	変更の理由
第2-1図 製錬転換施設管理区域（1階及び中2階）（略）	第5-1図 製錬転換施設管理区域（1階及び中2階）（変更なし）	変更の理由8 記載の適正化を図る（図番号を変更する）。
第2-2図 製錬転換施設管理区域（2階）（略）	第5-2図 製錬転換施設管理区域（2階）（変更なし）	
第2-3図 製錬転換施設管理区域（3階）（略）	第5-3図 製錬転換施設管理区域（3階）（変更なし）	
第2-4図 濃縮工学施設主棟管理区域（1階）（略）	第5-4図 濃縮工学施設主棟管理区域（1階）（変更なし）	
第2-5図 濃縮工学施設主棟管理区域（2階）（略）	第5-5図 濃縮工学施設主棟管理区域（2階）（変更なし）	
第2-6図 濃縮工学施設第1ウラン貯蔵庫管理区域（略）	第5-6図 濃縮工学施設第1ウラン貯蔵庫管理区域（変更なし）	
第2-7図 濃縮工学施設第2ウラン貯蔵庫管理区域（略）	第5-7図 濃縮工学施設第2ウラン貯蔵庫管理区域（変更なし）	
第2-8図 濃縮工学施設廃水処理棟管理区域（1階）（略）	第5-8図 濃縮工学施設廃水処理棟管理区域（1階）（変更なし）	
第2-9図 濃縮工学施設廃水処理棟管理区域（2階）（略）	第5-9図 濃縮工学施設廃水処理棟管理区域（2階）（変更なし）	
第2-10図 廃棄物処理施設管理区域（第1～第14廃棄物貯蔵庫）（略）	第5-10図 廃棄物処理施設管理区域（第1～第14廃棄物貯蔵庫）（変更なし）	
第2-11図 廃棄物処理施設管理区域（第1及び第2廃油貯蔵庫）（略）	第5-11図 廃棄物処理施設管理区域（第1及び第2廃油貯蔵庫）（変更なし）	
第2-12図 廃棄物処理施設管理区域（廃棄物焼却施設1階）（略）	第5-12図 廃棄物処理施設管理区域（廃棄物焼却施設1階）（変更なし）	
第2-13図 廃棄物処理施設管理区域（廃棄物焼却施設2階）（略）	第5-13図 廃棄物処理施設管理区域（廃棄物焼却施設2階）（変更なし）	
第3図 周辺監視区域（略）	第6図 周辺監視区域（変更なし）	
第4図 通報連絡体制図（略）	第7図 通報連絡体制図（変更なし）	

変更前											変更後											変更の理由
第1表 組織とプロセスの関連 (第5条関係)											(削る)											変更の理由1 法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、品質マネジメントシステム体系図及び品質マネジメントシステム文書体系を追加することに伴い。組織とプロセスの関連を削る。
プロセス	保安活動						検査及び試験	内部監査	不適合管理並びに是正処置及び予防処置	マネジメントレビュー	文書及び記録											
	運転管理	放射線管理及び放射線測定	保守管理	核燃料物質等の管理	放射性廃棄物の管理	非常の場合に採るべき措置																
組織																						
理事長											=											
統括監査の職											=											
管理責任者	統括監査の職										=											
	安全・核セキュリティ ティ統括部長										=											
	センター担当理事										=											
安全・核セキュリティ統括部長											=											
所長											=											
統括者											○											
施設管理課長											○											
設備処理課長											○											
処理技術開発課長											○											
計画管理室長											=											
総務課長											○											
安全管理課長											○											

変更前

変更後

変更の理由

第2表 品質保証に係る教育（第20条関係）

対象者 項目	使用施設等の保安の業務に従事する従業員等	管理責任者	内部監査員	頻度
品質保証計画書	0.5時間以上*1	二	0.5時間以上*2	策定及び改定の都度*3
品質保証活動に必要な文書及び記録の書式	0.5時間以上*1	二	0.5時間以上*2	策定及び改定の都度*3
品質保証に関する知識	二	1日以上*4, 5	二	就任時
内部監査の実施方法	二	1日以上*4, 5	1日以上*4	就任又は指名時

*1 内部監査員として教育を受けた場合は免除する。

*2 使用施設等の保安の業務に従事する従業員等として教育を受けている場合は免除する。

*3 部分改定の場合は、本表に規定する教育時間にかかわらず、文書の回覧等で周知することができる。

*4 就任又は指名の前に相当以上の教育を受けた場合は免除する。

*5 就任又は指名の前に教育ができない場合、速やかに教育を実施する。

(削る)

変更の理由 1
法改正等(品質管理基準規則の制定)に伴う品質マネジメントシステムの見直しにより、品質マネジメントに係る教育については、品質マネジメント計画を具体化した品質マネジメント計画書等において明確にするため削る。
ただし、従業員等を対象とした品質マネジメントに係る文書の教育については変更後の第1表に移動する。

変更前

第3-1表 保安教育訓練実施方針（第21条関係）

保安教育訓練内容		区分	実施時期 注2)	実施時間		
				放射線業務従事者		放射線業務従事者以外の者
				運転・保守に係る業務に従事する者 注1)	その他の者	
(1) 関係法令、保安規定及び核燃料物質使用許可申請書に関すること	原子炉等規制法等関係法令保安規定核燃料物質使用許可申請書	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)			
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)			
(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(6) 非常の場合に採るべき処置に関すること（訓練を含む）		(略)	(略)	(略)	(略)	
<u>(新規)</u>						
(7) (略)		(略)	(略)			

注1) 使用施設等の運転・保守(放射線管理設備及び付帯設備を含む)に係る業務に従事する者又は核燃料物質等を直接取り扱う者
注2) 新規配属者には配属時に実施

変更後

第1表 保安教育訓練実施方針（第21条関係）

保安教育訓練内容		区分	実施時期 注2)	実施時間		
				放射線業務従事者		放射線業務従事者以外の者
				運転・保守に係る業務に従事する者 注1)	その他の者	
(1) 関係法令、保安規定の遵守及び核燃料物質使用許可申請書に関すること	原子炉等規制法等関係法令保安規定核燃料物質使用許可申請書	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	
	(略)	(変更なし)	(変更なし)			
(2) (変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	
		(変更なし)	(変更なし)			
(3) (変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)		
(4) (変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)		
(5) (変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)		
(6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること（訓練を含む）		(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	
(7) 品質マネジメントに関すること 注3)		年1回	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	
(8) (変更なし)		(変更なし)	(変更なし)			

注1) 使用施設等の運転・保守(放射線管理設備及び付帯設備を含む)に係る業務に従事する者又は核燃料物質等を直接取り扱う者
注2) 新規配属者には配属時に実施
注3) 従業員等に対して適用

変更の理由

・変更の理由8
記載の適正化を図る（表番号を変更するとともに、変更前第2表から品質マネジメントに関する教育を移動する。）
・変更の理由1
法改正等（使用規則の改正）に伴い、使用規則で用いられている用語と整合を図る。

変更前	変更後	変更の理由
<p><u>第3-2表</u> 緊急作業に係る教育訓練（第21条及び第22条関係） （略）</p> <p><u>第4表</u> 年間予定使用量（第26条関係） （略）</p> <p><u>第5表</u> 臨界管理に係る核的制限値（第27条関係） （略）</p> <p><u>第6表</u> 核燃料物質の容器及び最大充てん量（第28条及び第57条の2関係） （略）</p> <p><u>第7表</u> 身体の汚染検査及び管理区域外への物品の持ち出しに関する基準値（第38条及び第39条関係） （略）</p> <p><u>第8表</u> 線量当量率等の測定等（第41条、第43条及び第45条関係） （略）</p> <p><u>第9表</u> 放射線測定器等（第46条及び第49条関係） （略）</p>	<p><u>第2表</u> 緊急作業に係る教育訓練（第21条及び第22条関係） （変更なし）</p> <p><u>第3表</u> 年間予定使用量（第26条関係） （変更なし）</p> <p><u>第4表</u> 臨界管理に係る核的制限値（第27条関係） （変更なし）</p> <p><u>第5表</u> 核燃料物質の容器及び最大充てん量（第28条及び第57条の2関係） （変更なし）</p> <p><u>第6表</u> 身体の汚染検査及び物品の持ち出し等に関する基準値（第38条及び第39条関係） （変更なし）</p> <p><u>第7表</u> 線量当量率等の測定等（第41条、第43条及び第45条関係） （変更なし）</p> <p><u>第8表</u> 放射線測定器等（第46条及び第49条関係） （変更なし）</p>	<p>・変更の理由8 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由8 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由8 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由8 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由8 記載の適正化を図る（表番号を変更するとともに、表記の見直しを図る）。</p> <p>・変更の理由8 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p> <p>・変更の理由8 記載の適正化を図る（表番号を変更する）。</p>

変更前

第10表 巡視・点検を行う設備等（第48条関係）

巡視・点検を行う設備等	頻度
1. 建物	1回以上/日*
2. 製錬転換施設貯蔵施設及び濃縮工学施設（主棟（貯蔵室），第1ウラン貯蔵庫及び第2ウラン貯蔵庫）	
3. 放射線管理設備	
4. 一般電源設備	
5. 非常用発電機	
6. 無停電電源設備	
7. 給排気設備	
8. 廃液処理設備	1回以上/週
9. 廃棄物貯蔵庫	
10. 解体撤去シドラム缶等に収納した機器類及び使用を終了し維持管理中の設備・機器（製錬転換施設及び濃縮工学施設）	

* 機構の休日を除く。

変更後

第9表 巡視を行う設備等（第48条の7関係）

巡視を行う設備等	頻度
1. 建物	1回以上/日*
2. 製錬転換施設貯蔵施設及び濃縮工学施設（主棟（貯蔵室），第1ウラン貯蔵庫及び第2ウラン貯蔵庫）	
3. 放射線管理設備	
4. 一般電源設備	
5. 非常用発電機	
6. 無停電電源設備	
7. 給排気設備	
8. 廃液処理設備	1回以上/週
9. 廃棄物貯蔵庫	
10. 解体撤去シドラム缶等に収納した機器類及び使用を終了し維持管理中の設備・機器（製錬転換施設及び濃縮工学施設）	

* 機構の休日を除く。

変更の理由

・変更の理由8
記載の適正化を図る（表番号及び条番号を変更する）。

・変更の理由1
法改正等（検査制度の見直し）に伴い、表記を変更する。

変更前

変更後

変更の理由

第 1 1 表 施設の定期的な自主検査対象施設及び設備（第 4 9 条関係）

施設名	区分	対象施設及び設備	検査項目	頻度
製錬転換施設	施設管理課長の所掌するもの	給排気設備	イ. 機能検査 ロ. 警報作動検査	年 1 回以上
		廃液処理設備	イ. 機能検査 ロ. 警報作動検査	年 1 回以上
		無停電電源装置	イ. 機能検査 ロ. 絶縁抵抗測定	年 1 回以上
		自動火災報知設備	イ. 警報作動検査	年 1 回以上
濃縮工学施設	施設管理課長の所掌するもの	廃液処理設備	イ. 機能検査 ロ. 警報作動検査	年 1 回以上
		設備処理課長の所掌するもの	放射能濃度の測定に用いる測定装置	イ. 機能検査 ロ. 校正
	遠心機部品サーベイ装置		イ. 機能検査 ロ. 校正	年 1 回以上
	サーベイメータ		イ. 校正	年 1 回以上
	施設管理課長の所掌するもの	給排気設備	イ. 機能検査 ロ. 警報作動検査	年 1 回以上
無停電電源装置		イ. 機能検査 ロ. 絶縁抵抗測定	年 1 回以上	
自動火災報知設備		イ. 警報作動検査	年 1 回以上	
廃棄物処理施設	施設管理課長の所掌するもの	給排気設備	イ. 機能検査 ロ. 警報作動検査	年 1 回以上
		自動火災報知設備	イ. 警報作動検査	年 1 回以上
共通施設	施設管理課長の所掌するもの	非常用発電機	イ. 機能検査 ロ. 絶縁抵抗測定	年 1 回以上

(削る)

変更の理由 1
法改正等(検査制度の見直し)に伴い、施設の定期的な自主検査に関する事項を削る。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	変更の理由
<p><u>第12表</u> 放射性廃棄物を含む核燃料物質等の搬出入に関する基準値 (第52条, 第53条, 第54条, 第55条及び第63条関係)</p> <p>(略)</p> <p><u>第13表</u> 核燃料物質の最大貯蔵量 (第57条の2関係)</p> <p>(略)</p> <p><u>第14表</u> 気体廃棄物及び液体廃棄物に係る放出管理目標値等 (第58条及び第60条関係)</p> <p>(略)</p>	<p><u>第10表</u> 放射性廃棄物を含む核燃料物質等の搬出入に関する基準値 (第52条, 第53条, 第54条, 第55条及び第63条関係)</p> <p>(変更なし)</p> <p><u>第11表</u> 核燃料物質の最大貯蔵量 (第57条の2関係)</p> <p>(変更なし)</p> <p><u>第12表</u> 気体廃棄物及び液体廃棄物に係る放出管理目標値等 (第58条及び第60条関係)</p> <p>(変更なし)</p>	<p>・変更の理由8 記載の適正化を図る (表番号を変更する)。</p> <p>・変更の理由8 記載の適正化を図る (表番号を変更する)。</p> <p>・変更の理由8 記載の適正化を図る (表番号を変更する)。</p>

変更前

第15表 記録 (第71条及び第72条関係)

記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間
1 施設検査の記録 法第55条の2第1項の規定による検査の結果 (第14条の検査及び試験に係る規定が関連する。) (新規)	検査の都度	管理者 安全管理課長	同一事項に関する次の検査のときまでの期間
(新規)			
2 放射線管理記録 イ (略)	(略)	(略)	(略)
ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度 (第58条及び第60条)	排気又は排水の都度 (連続して排気又は排水する場合は連続して)	(略)	(略)
ハ (略)	(略)	(略)	(略)
ニヘト (略)	(略)	(略)	(略)
チ (略)	(略)	(略)	(略)
リ 廃棄施設に保管廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固定化した場合には当該容器の種類及び比重並びにその保管廃棄の日時、場所及び方法 (第60条及び第61条)	(略)	管理者	(略)
ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固定化した場合には、その方法 (第60条及び第61条)	(略)		
3 保守記録 イ 第10表に定める使用施設等の巡視及び点検の状況並びにその担当者氏名 (第48条)	第10表に定める都度	施設管理課長 設備処理課長 安全管理課長	1年間
ロ 使用施設等の修理の状況及びその担当者氏名 (第14条、第50条第3項及び第51条)	修理の都度		
ハ 使用施設等の定期的な自主検査の結果 (第14条及び第49条)	検査の都度	施設管理課長 設備処理課長 安全管理課長	同一事項に関する次の検査のときまでの期間

変更後

第13表 記録 (第71条及び第72条関係)

記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間
1 使用施設等の施設管理に係る記録 イ 使用前確認の記録	確認の都度		同一事項に関する次の確認のときまでの期間
ロ 規則第2条の11の7第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 (第48条の4)	施設管理の実施の都度	施設管理課長 設備処理課長 処理技術開発課長 安全管理課長	施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間
ハ 規則第2条の11の7第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (第48条の5)	評価の都度		評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
2 放射線管理記録 イ (変更なし)	(変更なし)		
ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度 (第58条及び第60条)	排気又は排水の都度 (連続して排気又は排水をする場合は連続して)	(変更なし)	(変更なし)
ハ (変更なし)	(変更なし)		
ニヘト (変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)
チ (変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)
リ 廃棄施設に保管廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固定化した場合には当該容器の種類及び比重並びにその保管廃棄の日時、場所及び方法 (第60条及び第61条)	(変更なし)	施設管理課長 設備処理課長 処理技術開発課長	(変更なし)
ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固定化した場合には、その方法 (第60条及び第61条)	(変更なし)		
(削る)			
(削る)			
(削る)			

変更の理由

・変更の理由8
記載の適正化を図る(表番号を変更するとともに、変更する品質マネジメントシステム中で新たに管理者を定義することに伴い、施設管理に係る記録を行う職位名を明確にする)。

・変更の理由1
法改正等(検査制度の見直し)に伴い、記録事項等を変更する。

変更前

第15表 記録（第71条及び第72条関係）（続き）

記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間
(新規)			
(新規)			
4 警報装置から発せられた警報の内容*1	その都度	施設管理課長 安全管理課長	1年間
(新規)			
5 使用施設の事故記録（第73条） イ 事故の発生及び復旧の時	(略)	管理者 安全管理課長	(略)
ロ～ニ (略)	(略)		
6 (略)	(略)	(略)	(略)
7 品質保証計画（第12条） イ 品質保証計画書	策定及び改定の都度	本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者	次の改定の後3年間
8 (略)	(略)	(略)	(略)

*1 施設の定期的な自主検査対象設備のうち、警報作動検査において確認を行う警報及び放射線測定器等のうち、放射線管理設備、排気用HFモニタ及びエリア用HFモニタから発せられた警報とする。

*2 (略)

変更後

第13表 記録（第71条及び第72条関係）（続き）

記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間
3 操作記録（安全上重要な施設（使用許可基準規則第1条第2項第4号に規定するものをいう。）に係るものに限る（ハを除く。）。） イ 使用施設等における核燃料物質の種類別の使用量及び使用の日時	使用の都度（連続式にあつては連続して） (該当なし)	施設管理課長 安全管理課長	1年間
ロ 使用施設等の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度 (該当なし)		
ハ 警報装置から発せられた警報の内容*1	その都度		
ニ 使用施設等の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度 (該当なし)		
4 使用施設の事故記録（第73条） イ 事故の発生及び復旧の日時	(変更なし)	施設管理課長 設備処理課長 処理技術開発課長 安全管理課長	使用規則第2条の11第7項に定める期間
ロ～ニ (変更なし)	(変更なし)		
5 (変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)
6 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書並びに品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の項に掲げるものを除く。）（第12条）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	安全・核セキュリティ統括部長 統括監査の職契約部長 各課室長	当該文書又は記録の作成又は変更後3年を経過するまでの期間
7 (変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)

*1 給排気設備、廃液処理設備、自動火災報知設備、放射線管理設備、排気用HFモニタ及びエリア用HFモニタから発せられた警報とする。

*2 (変更なし)

変更の理由

- ・変更の理由8
記載の適正化を図る（表番号を変更するとともに、変更する品質マネジメントシステム中で新たに管理者を定義することに伴い、施設管理に係る記録を行う職位名を明確にする。また、表中の番号を繰り上げる）。
- ・変更の理由1
法改正等（検査制度の見直し）に伴い、記録事項等を変更する。
- ・変更の理由1
法改正等（品質管理基準規則の制定）に伴い、記録事項等を変更する。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	変更の理由
	<p><u>附則</u></p> <p><u>この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</u></p>	<p>・附則の追加</p>